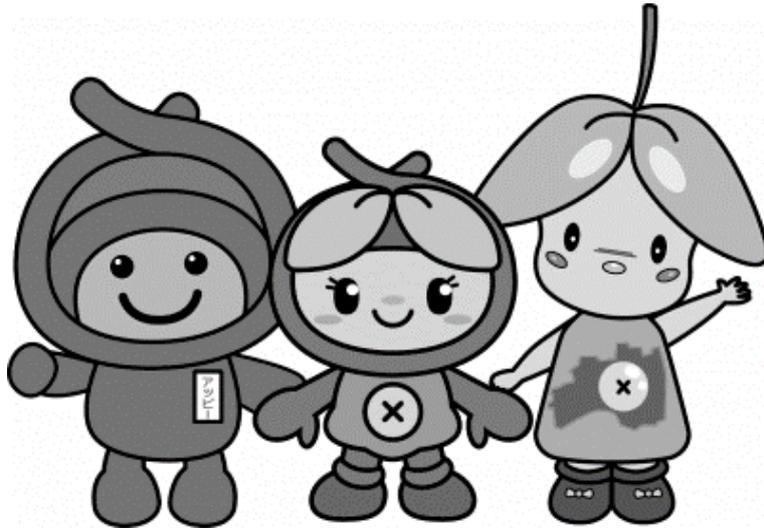


保育認定希望用

第1版(R5.9.20 発行)

令和6年度
保育施設入所申込みのてびき



この案内には、保育施設の入所申込みに関する手続きや必要な書類などについて、重要なことが記載されています。窓口でも申込みについての概要を説明しますが、事前にこの案内の内容をお読みいただいたうえでお申し込みください。

上尾市役所 保育課 保育担当

〒362-8501 上尾市本町3-1-1

電話：048-775-5121（直通）

FAX：048-774-5342

目次

| | | ページ | |
|---------------------|---------------------------------|-------|----|
| 保育所（園）・地域型保育施設とは | | 1 | |
| クラス編成 | | | |
| 保育認定について | 認定の区分 | 2 | |
| | 保育時間の区分 | | |
| | 保育の必要性の認定（2号・3号認定）の基準 | 3 | |
| 申請から入園までの流れについて | 申請から入所決定までの流れ | 4 | |
| | 入所決定から入園までの準備 | 5 | |
| 申込みに必要な書類について | | 5～6 | |
| 申込み後の変更等について | 申込み後の変更の届出 | 7 | |
| | 申込み内容に変更があった場合の締切 | | |
| | 保育施設の空き状況の確認方法 | | |
| 市外の保育施設への入所申請について | | 8 | |
| 市外からの入園希望（管外入所）について | | | |
| 転園申請について | | 9 | |
| 出生前の保育所利用申請について | 出生前申請とは | | |
| | 出生前手続きについて | | |
| 市内保育施設の受け入れについて | | 10 | |
| 注意事項 | 希望施設の選び方について | | |
| | 利用調整（選考）について | | |
| | 4月入所について | | |
| | 入所をキャンセルする場合 | | 11 |
| | なれ保育について | | |
| | お子様の発達に心配がある場合 | | |
| | 食物アレルギーの対応について | | |
| 保育時間について | 保育時間の区分 | 12 | |
| | 延長保育時間の設定 | 13 | |
| | 保育認定（標準・短時間）の判断 | 14 | |
| | 休所日 | | |
| 保育料（利用者負担）について | 保育料の算定基準 | 15～16 | |
| | 都道府県から指定都市への税源移譲に伴う税率変更に係る特例 | 16 | |
| | 未婚のひとり親に対する税制措置について | | |
| | ひとり親世帯等および多子世帯の利用者負担額（保育料）の軽減実施 | 17 | |
| | 保育料算定の具体例 | 18 | |

| | | ページ |
|---------------------|----------------------------|-------|
| 保育料（利用者負担）について | 保育料の試算に関してよくある質問 | 19 |
| | 保育料の納付について | 20 |
| | 保育料以外の各種料金等について | |
| | 認定こども園の2号認定（3歳クラス以上）利用について | |
| | 幼児教育・保育の無償化について | |
| 給食費について | 給食費の負担について | 21 |
| | 副食費の免除について | |
| 1号認定の申請～入園までの流れについて | | 22 |
| よくある問い合わせ | | 23～27 |
| 地域の子育て支援サービスについて | 一時預かり保育事業 | 28～29 |
| | 病児・病後児保育事業 | 29 |
| | 休日保育事業 | 30 |
| | 発達支援事業 | |
| | あげおファミリー・サポート・センター | |
| | 地域子育て支援拠点 | 31 |
| 子育てサロン | | |
| 申込書の記入例 | | 32～39 |



保育所（園）・地域型保育施設とは

保育所（園）・地域型保育施設は、保護者が働いている、また病気等のために、保育が必要な状態のお子様を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。

利用できる方

保護者の就労、出産、病気や障害等下記の事情により、保育の必要性がある方は利用申請ができます。したがって、「しつけのため」「集団生活に慣れさせるため」などという理由では保育所は利用できません。

なお、集団での保育が難しいお子様については、空きがあっても入所ができないことがありますのでご了承ください。

<保育を必要とする理由>

- 就労（月64時間以上）
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障害
- 同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（2ヶ月以内に規定の就労開始が必要）
- 就学（月64時間以上）

クラス編成

保育所（園）・地域型保育施設では、4月1日時点での年齢によりその年度のクラスが決まります。したがって、年度途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。

令和6年度 クラス年齢早見表

| クラス年齢 | 生年月日 | 保育認定区分 |
|-------|---------------------|--------|
| 0歳 | 令和5年4月2日～ | 3号認定 |
| 1歳 | 令和4年4月2日～令和5年4月1日 | |
| 2歳 ※ | 令和3年4月2日～令和4年4月1日 | |
| 3歳 | 令和2年4月2日～令和3年4月1日 | 2号認定 |
| 4歳 | 平成31年4月2日～令和2年4月1日 | |
| 5歳 | 平成30年4月2日～平成31年4月1日 | |

※3歳到達によって2号認定に切り替わりますが、保育の提供、負担はあくまでクラス年齢によりますので、年度内については年齢による利用の変更はありません。

保育認定について

平成27年度より「必要な教育・保育の認定制度」が導入され、保育所、認定こども園、地域型保育、こども子育て支援新制度へ移行した幼稚園など給付対象となる施設の利用をする場合には、利用のための認定が必要となりました。以下の区分に応じて、利用できる施設が決まっていますので、保護者の方は利用したい施設に応じて認定の申請をしてください。なお、認定区分は、市が定める以下の基準に従って、決定されます。

認 定 の 区 分

| | | | | |
|------|-------------------|---------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| 3歳以上 | 教育を希望する場合 | ◆1号認定 (教育標準時間認定) | | 幼稚園 認定こども園 (幼稚園部分) |
| | 保育を必要とする場合 (※) | ◇2号認定 (保育認定) | 保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間) | 保育所 認定こども園 (保育所部分) |
| 3歳未満 | 保育を必要とする場合 (※) | ◇3号認定 (保育認定) | 保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間) | 保育所 認定こども園 (保育所部分) 地域型保育 |

※保育を必要とする場合についての事由は3ページ参照

保 育 時 間 の 区 分

2号、3号認定については、保育が必要な事由によって、利用できる時間帯が次のいずれかに区分されます。これを超えた利用については、延長保育に該当します。
(詳しくは12ページをご覧ください)

「保育標準時間」＝ 最大11時間まで(※1)

※ 主にフルタイムの就労を想定

※ 就労の場合 月16日以上で、かつ月120時間以上

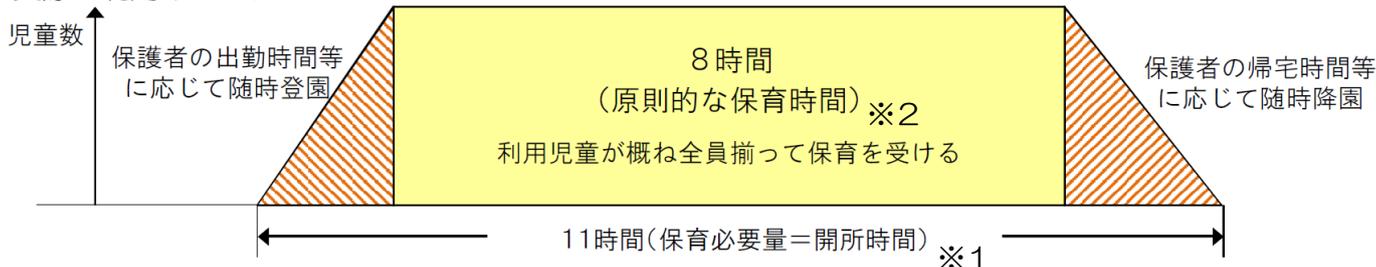
「保育短時間」＝ 8時間(原則的な保育時間 ※2)

※ 主にパートタイムの就労を想定

※ 就労の場合 月16日以上で、かつ月120時間未満

※ 保育認定を受けるためには、月64時間以上が必要

実際の利用イメージ



保育の必要性の認定（2号・3号認定）の基準

保育認定を受けるためには、保護者（父母）が次のいずれかの理由に該当し、お子様の保育が必要な状態であることが必要です。※認定については、毎年現況確認のための書類提出を行う必要があります。

| 保育が必要な理由 | | 認定区分 | 認定期間 |
|----------|--|------------|---|
| 就労 | 家庭の外で常時（※1）仕事をしている、または自営業等の自宅で常時仕事をしている場合 ※月64時間以上の就労が必要 ※保育施設利用開始後、下の子の育児休業を新たに取得した場合は、下記をご確認ください（※2） | 就労時間による | 最長3年 ※就労が継続される場合は、原則小学校就学前まで更新 ※育児休業取得中の方は、入所後2ヶ月以内に復職が必要 |
| 求職活動 | 求職活動を行っている（内定を含む） | 保育短時間 | 入所後、2か月（※3） 就労を開始した場合、就労事由に変更 |
| 出産 | 妊娠中及び出産後間もない場合 | 保育標準時間（※4） | 出産予定月の前後3か月ずつ |
| 疾病 | 疾病、負傷もしくは心身に障害がある場合 | 申請内容による | 最長3年 ※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。 |
| 介護 | 同居の親族の介護または看護を常時している場合 | 申請内容による | |
| 就学 | 日中、就学している場合（学校や職業訓練校等に在学する場合） ※月64時間以上の就学が必要 | 就学時間による | |
| 災害 | 災害の復旧のため保育できない場合 | 保育標準時間 | |
| その他 | 上記に類する状態にあり市が認める場合 | 申請内容による | |

※1 就労事由についての就労時間の下限は、月換算で実働64時間以上とします。また、原則として金銭収入の伴う就労とし、家事・手伝い等は除きます。

※2 保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所に入所していた子どもについて、産まれたお子様が1歳6か月に達する日（誕生日）の前日が属する月の末日まで継続入所が可能です。
なお、産まれたお子様が1歳6か月に達する日（誕生日）の前日が属する月までに保育施設入所申込みを行い、不承諾で選考が継続している場合、年度末まで育児休業での保育施設の利用が可能です。

ただし、以下の場合は継続して保育施設を利用することができません。

- ・育児休業中に退職した場合→早急に保育が必要な理由を満たしてください。
- ・育児休業中で保育施設を利用中の方が、下の子（3人目以降）の産前産後休暇での利用期間後に、再度、育児休業を取得する場合。
- ・育児休業中で保育施設を利用中の方が一度退園し、期間を空けて再度入園する場合。
詳細については、保育課までお問い合わせください。

※3 入園後2か月以内に就労し、その証明書の提出がない場合、退所となります。

※4 産前産後の状況により保育短時間への切替もできます。上の子も含め、お子様と接する時間を十分に確保いただくことがお子様の健やかな成長にもつながりますので、必要に応じて認定を変更してください。

申請から入園までの流れについて

保育を必要とする場合は、市に保育の必要性の認定を申請すると同時に、希望する施設の入所申込みを行います。前ページに記載の「保育の必要性の認定理由」に該当し保育の必要性が認められた場合、市から保護者に対し、区分に応じた認定結果を通知します。

申請から入所決定までの流れ

◆入所申込みの受付期間は、以下のとおり。

| <p>認定申請・入所申込 受付場所：保育課窓口 受付時間 午前8時30分～午後5時</p> <p>※簡単な面接を行いますので、母子手帳を持参の上お子様と一緒にお願いします。</p> <p>※支所・出張所・保育所・郵送での申請はできません。</p> <p>※申込み順は、利用調整（選考）の結果に影響しませんので、お昼前や昼休みなど混雑する時間は避けていただくと受付がスムーズです。</p> <p>※書類不備の場合は、利用調整で不利となる場合があります。</p> <p>※市庁舎都合により閉庁日となる場合があります。事前に閉庁日をご確認ください。</p> | 利用開始希望月 | | 受付期間 |
|---|---------|-----------------------|--|
| | 令和6年4月 | 一次 | 令和5年10月16日(月)～10月31日(火) ※不足書類提出期間：令和5年11月1日(水)～11月7日(火) |
| | | 二次 | 令和5年11月1日(水)～令和6年2月16日(金) |
| | 令和6年 5月 | 令和6年2月17日(土)～4月5日(金) | |
| | 令和6年 6月 | 令和6年4月6日(土)～5月7日(火) | |
| | 令和6年 7月 | 令和6年5月8日(水)～6月5日(火) | |
| | 令和6年 8月 | 令和6年6月6日(火)～7月5日(金) | |
| | 令和6年 9月 | 令和6年7月6日(土)～8月5日(月) | |
| | 令和6年10月 | 令和6年8月6日(火)～9月5日(水) | |
| | 令和6年11月 | 令和6年9月6日(水)～10月7日(月) | |
| | 令和6年12月 | 令和6年10月8日(火)～11月5日(火) | |
| | 令和7年 1月 | 令和6年11月6日(水)～12月5日(水) | |
| | 令和7年 2月 | | |
| 令和7年 3月 | | | |

認定審査・利用調整
(選考)

◆必要に応じて、訪問・電話等により調査を行う場合があります。

※虚偽の記載があったり、利用調整（選考）後に申込内容に変更が生じた場合は、利用調整（選考）結果を取消する場合があります。（入所後の場合は退所）

◆選考については、お子様を保育する環境が厳しいと客観的に判断される状況を指数化し、指数が高い児童から入所を決定します。

| | | | |
|------------------------|---|-------|-----------------|
| 認定通知 選考結果通知 (郵送) | 保育認定された方には「認定通知書」を送付し、かつ施設利用できる方には「入所承諾書」を、利用開始できない方には「入所保留通知」を送付します。 ※「認定通知書」＝入所決定ではありませんので、ご注意ください。 | | |
| | 発送予定日 | 4月一次 | 令和6年2月上旬 |
| | | 4月二次 | 令和6年3月中旬 |
| | | 5月～3月 | 利用開始希望月の前月20日前後 |

〈入所となった場合〉「入所承諾書」を送付

毎月1日が入所日になります。
※準備については、次ページを参照ください。
※ご家庭の状況が変わり、入所をキャンセルする場合には、速やかに保育課までご連絡ください。

〈入所できなかった場合〉「入所保留通知」を送付

翌月以降毎月選考（令和7年3月まで）
翌月以降の選考結果については、入所決定となった場合のみ「入所承諾書」にて通知します。（郵送）
入所申請を取り下げの場合や希望する施設の変更・追加、その他家庭状況など申請内容に変更がある場合はご連絡ください。

入所決定から入園までの準備

入所する施設が決定した後は、入所決定月の1日（日・祝日の場合はその次の開所日）に合わせて準備を進めていただきます。必要な持ち物等につきましては、事前に各施設から入所説明会等でご案内します。

なお、入所後最初の1～2週間については、お子様が施設に慣れるまで、「なれ保育」を行います。なれ保育については、11ページをご覧ください。

申込みに必要な書類について

- ① 教育・保育認定申請書（表）／ 保育施設入所児童家庭状況票（裏）
- ② 入所申込書（表）／ 希望先保育施設申請書（裏）
- ③ こどもの記録
- ④ 重要事項チェックリスト
- ⑤ マイナンバー（個人番号）記入用紙

※①・②・③の書類については32ページから36ページの記入例を参考に必要事項を記入してください。

◆マイナンバー（個人番号）の記入に関して

平成28年1月から社会保障・税・災害対策の3分野の行政手続きでマイナンバー（個人番号）の利用が始まっております。保育に関する手続きにおきましても教育・保育認定に係る手続きの際にマイナンバーの記載が必要になります。

マイナンバーの活用により上尾市が他市町村で保有する行政情報を照会することで、これまでご提出いただいていた証明書類（保育料決定に必要な課税証明等）を省略することができるようになりました。

しかしながら、マイナンバー記入にかかる申請者の負担及びマイナンバーの確認にかかる負担を鑑み、上尾市ではマイナンバーの記入をご希望されない方についてマイナンバー取得にかかる同意書欄を設けました。

ご申請の際は、申請書類に加え、マイナンバー（個人番号）記入用紙のご提出をお願いいたします。なおマイナンバーを記入頂く方については、窓口にてマイナンバーの確認が必要になりますので、下表の①マイナンバー確認資料、②本人確認資料もご持参ください

・マイナンバー（個人番号）記入用紙を提出の際の本人確認について

| | |
|---|---|
| ①マイナンバー確認資料 （マイナンバーが正しいことを確認するための資料） | 【以下のいずれか1点】（氏名を記載した方全員分） ・マイナンバーカード ・マイナンバーが記載された住民票の写し 等 ※デジタル手続法の施行（R2.5.25）によりマイナンバーの通知カード、個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類としては利用できません。 |
| ②本人確認資料 （マイナンバーの正しい持ち主であることの確認資料） | 【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）】 ・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書 等 【身分証明書（以下の書類から2点）】 ・健康保険証・年金手帳 ・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 等 |

⑥「保育が必要なこと（＝保育できないこと）」の証明

◆保護者（父母）それぞれの分が必要です。

◆兄弟同時に申し込む場合は、証明書類は1枚で結構です。

| 理由 | ⑥の証明書類 ※1 |
|-----------|------------------------------------|
| 働いている | 就労証明書（職場で証明を受けてください）※2 |
| 内定している | 就労証明書（勤務開始後あらためて就労証明書を提出） |
| 働きたい（求職中） | 誓約書兼求職活動報告書（入所後2か月以内に就労証明書を提出） |
| 育児休業中 | 就労証明書（入所月の翌月中に復職が必要） |
| 妊娠・出産 | 母子手帳の表紙及び出産（予定日）がわかるページのコピー |
| 病気 | 医師の診断書（保育が困難であることが明記されているもの） |
| 障害 | 障害者手帳のコピー（ない場合は医師の診断書） |
| 同居者の介護 | 介護対象者の障害者手帳・介護保険証のコピー（ない場合は医師の診断書） |
| 通学 | 在学証明書およびカリキュラムや時間割 |
| その他 | 保育課にお問い合わせください |

※1 証明書・診断書は、発行から3か月以内のものが有効です。

※2 就労証明につきましては、こども家庭庁策定の標準様式に代えて、上尾市様式を使用していた
 だくことも可能です。なお、自営業・個人事業主等で申請者自身が就労証明書を記載する場
 合は、確定申告書の控え・源泉徴収票の写し等の客観的に勤務を確認できる書類の提出が必要で
 す。

⑦ その他、該当者のみ必要な書類

| 世帯の状況 | 提出する書類 |
|--------------------------------|--|
| 上尾市外で課税されていた方 | 4月～8月選考：令和5年度課税証明書 9月～3月選考：令和6年度課税証明書 ※同点になった際に参照する場合があります |
| ひとり親の方 | 児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当認定通知書の写し、 ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し又は戸籍謄本 |
| 離婚調停（裁判）中で、ひとり親での 扱いを希望する場合 | 事件係属証明書、夫婦関係等調整調停申立書の写し （裁判所の受理印有のもの）等 |
| 申請児童または同居者が 障害者手帳を取得している場合 | 障害者手帳のコピー |
| 同居する祖父母（65歳未満）がいる 場合 | その方が保育できない証明として、⑥の表に掲げる証明等 |
| 市外認可保育施設、認可外保育施設を ご利用中の方 | 在園証明書、利用証明書等 |

※上記の提出がない場合でも申請できますが、選考上不利になる場合があります。

⑧ 申請書類のダウンロード

入所申請書類は、上尾市役所保育課の「保育施設等に関わる様式ダウンロード」
 のページにて取得できます。右記二次元コードをご利用ください。



申込み後の変更等について

入所申込み後、次のような変更が生じた場合は速やかに保育課まで届け出てください。
利用調整に影響が出る場合がございます。

| 変更等の内容 | 必要書類 |
|------------------------------------|--|
| 就労先、就労時間等が変わったとき | 変更後の勤務状況がわかる就労証明書 |
| 就労内定者が実際に働き始めたとき | 就労証明書 |
| 就労内定が取り消しとなったとき | 誓約書兼求職活動報告書 |
| 仕事を退職したとき | |
| 育児休業の期間が変更になったとき | 就労証明書 |
| 育児休業から復帰したとき | |
| 妊娠したとき | 母子手帳の出産（予定日）がわかるページのコピー |
| 同居する家族構成が変わったとき | 変更が生じた際は、保育課までご連絡ください。 （上尾市役所保育課 TEL 048-775-5121） ★入所申請を取下げの場合には、「取下書」を保育課の窓口へ提出することが必要となります。 |
| 別居、又は離婚調停中であった者が、正式に離婚となったとき | |
| 保育状況が変わったとき 例：認可外保育施設の利用を開始したなど | |
| 保育所入所が必要なくなったとき（取下げ）★ | |
| 上尾市外へ転出をしたとき（取下げ）★ | |
| 入所希望保育所の追加、変更等が生じたとき | |

申込み内容に変更があった場合の締切

| 対象者 | 締切日 |
|------------------|----------------|
| 4月入所一次選考の対象となる方 | 令和5年11月7日(火) |
| 4月入所二次選考の対象となる方 | 令和6年2月16日(金)まで |
| 5月入所以降の選考の対象となる方 | 各月の入所申請締切まで |

※ 市外の保育施設を希望している場合は、締切日が市区町村で異なりますので、希望先の市区町村に確認してください。

※ 締切を過ぎて変更があった場合は、変更前の内容で選考を行います。

保育施設の空き情報の確認方法

保育施設の空き状況につきましては、保育課の窓口及びお電話、上尾市のWEBサイト（保育課 URL <https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s172300/>）にて、ご確認ください。WEBサイトでの公開は以下のスケジュールで行う予定です。

- 〈空き状況のWEBサイト公開スケジュール（予定）〉
- ・4月1次入所選考 空き状況：令和5年10月16日(月)
 - ・4月2次入所選考 空き状況：令和6年2月9日(金)
 - ・途中（5月～来年度1月）入所選考
空き状況：入所希望月の前月1日（休日の場合は翌開庁日）
※2月・3月入所の空き状況については、受付締切が1月入所と同日のため
WEBサイト・窓口とも公開しておりません。ご了承ください。

市外の保育施設への入所申請について

上尾市在住の方が市外の保育施設を希望する場合、その選考は施設がある市区町村で行いますが、入所の申込みは上尾市保育課で受付けますので、上尾市の様式を使って申請してください。

ただし、市区町村によっては一定の申込み制限があり、また、締切日や必要書類も異なりますので、希望する市区町村に入所申込みについて事前に確認のうえ締め切りの一週間前には申し込んでください。

提出期限について

※状況により締め切りが異なりますので詳細はホームページ（右記二次元コード）をご参照ください。



- (1) 希望する保育施設の所在する市区町村の申請締切日が上尾市の締切日より早い場合
⇒希望する保育施設の所在する市区町村の締切日の一週間前までにお申し込みください。
- (2) 希望する保育施設の所在する市区町村の申請締切日が上尾市の締切日より遅い場合
⇒上尾市の締切日に合わせてお申し込みください。

※上尾市民で市内の保育施設に入所の申込みをしている方が、市外へ転出された場合、引き続きその施設への入所を希望される場合は、転出先の市区町村から、改めてお手続きが必要になります。

市外からの入園希望（管外入所）について

お住まいの市区町村の保育担当課にお問い合わせの上、お申込みください。

申込みした書類は、お手続きをした市区町村から上尾市へ送付されますので、上尾市の締切日までに届くように申し込んでください。（必着）

| | |
|--------------------|--------------------|
| 令和6年4月一次選考の管外入所締切 | ：令和5年10月31日(火) |
| 令和6年4月二次選考の管外入所締切 | ：令和6年 2月16日(金) |
| 令和6年5月以降の選考の管外入所締切 | ：各月の入所申請締切（土曜日を除く） |

- ※ 利用調整（選考）にあたっては上尾市民の方が優先になります。
- ※ 上尾市に転入予定がある場合は、入所希望月の前月末までに上尾市に転入することを条件として市民の方と同様の基準で選考を行います。その場合は、以下の資料を添付してください。また、入所の可否にかかわらず、転入後速やかに上尾市保育課の窓口で再度手続きが必要となります。

【転入予定の方の追加必要書類】

- (1) 転入に関する誓約書（必須）
 - (2) 建物の売買契約書
 - ・引渡日と転入先住所が明記されていること。
 - ・申請者（保護者）氏名と印、契約相手の印それぞれの押印があること。
 - (3) 賃貸借契約書
 - ・入居日と転入先住所が明記されていること。
 - ・申請者（保護者）氏名と印、契約相手の印それぞれの押印があること。
- ※（2）または（3）についてはいずれか該当するもの

転園申請について

入所後、別の施設への転園を希望する場合は、改めて転園希望申出書の提出が必要となります。なお、転園が決定した場合、転園元となる定員枠に新たに入所されるお子様が決まるため、いかなる理由があっても元の保育所に戻る(キャンセルする)ことはできませんのでご注意ください。

転園申請は取り下げない限り年度内は継続して選考を行っております。転園申請を取り下げる場合は速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

また、転園先の保育施設では、改めて「なれ保育」が必要になります。職場やご家族のご協力や調整が不可欠ですので、ご注意ください。

出生前の保育所利用申請について（4月1次申請のみ）

出生前申請について

出産予定日が令和6年2月3日（土）までの場合は、4月入所の受付期間（10月31日（火）締め切り）にまだお生まれでないお子様についても、4月入所に申請が可能です。なお、出生前申請をされたお子様が令和6年2月4日（日）以降にお生まれになった場合は、5月入所申請として取り扱います。

申し込み手続きについて

通常の必要書類に加え、母子手帳の写し（表紙と出産予定日の分かるページ）の提出が必要です。また、出生後3週間から4週間を目安に保育課窓口にてお子様の健康状態の記入と面接をしていただく必要があります。

※令和6年2月3日（土）以降にお生まれになった場合には、出生前に保育所利用申請をされていても、令和6年度4月入所の利用調整の対象となりません。

※入所が内定していても、面接・健康診断の結果、入所できない場合があります。

市内保育施設の受け入れについて

・「グローバルキッズアリオ上尾園」の運営会社が、株式会社グローバルキッズから社会福祉法人すくすくどろんこの会に変更となる予定です。

令和6年4月から「(仮称)すくすくの杜 アリオ上尾園」となりますが、保育内容等については、従前の園と大きな変更が生じないよう事業者間で調整をしています。

注意事項

希望施設の選び方について

希望施設を決定する際には、実際に訪問し見学をしてください。訪問する時間的余裕がない場合は、電話等で、保育時間や保育内容及び保育料以外の費用等をご確認のうえ、通園距離や時間を考慮して希望施設を決定してください。希望順位は入所の優先度に関係ございません。また、お車での送迎を希望される場合は、駐車場の台数が少ない施設もありますので、必ず事前にご確認ください。

なお、入所決定後にキャンセルした場合には、次回以降の選考時に不利になる場合があります。キャンセルは、他の申請者の利用調整（選考）に影響しますので、十分にご検討いただき、希望施設を決定してください。

利用調整（選考）について

入所を希望される方が各保育施設の募集人数を超えた場合は、保護者の勤務状況や、お子さんの保育状況、家庭状況等を総合的に判断し、優先度の高い方から入所の決定を行います。したがって、申し込み多数の場合、認定通知が交付されても入所選考の結果により希望に添えず入所できないことがあります。また、お子様の性別により選考を行うものではございませんので、選考の結果クラスの男女比に偏りが出ることもあります。そのため、男女比についての問い合わせにお答えすることはできません。

4月入所選考について

4月入所選考は、1年間で一番多くの入所申請を承るため、申請時期が異なっております。申請時期の調整に伴い、保護者の皆様に不利益が生じないよう、以下のような取り扱いをしております。ご注意ください。

①4月1次選考のみ入所申請受付の締切後に、不足書類の提出期間を設けます。提出期間中に不足書類の提出、希望先の変更があった場合には、それらを反映した状態で選考を行います。

②育児休業の終了に伴う加点は、申請年度と同年度内に育児休業が終了する場合、加点対象となります。しかし、申請時期の調整により、令和5年度内に育児休業が終了する予定の方が加点の対象外となる場合が生じるため、令和5年11月1日以降に育児休業が終了する就労証明書を提出した場合は、育児休業加点の対象として選考をします。なお、5月以降の選考においては、育児休業を延長した就労証明書の提出がない場合には、加点対象となりません。

③一次選考の後に退所等で欠員が生じたときには、二次選考を予定しております。

<二次選考の対象となる方>

- ① 一次選考で入所できなかった方
 - ② 令和5年11月1日（水）～令和6年2月16日（金）までに申込みをした方
- ※一次選考で入所が決まった方は二次選考の対象とはなりません。

なお、一次選考で入所できなかった方で希望保育施設の追加または変更をする場合は、令和6年2月16日（金）までに保育課へご連絡ください。

入所をキャンセルする場合

入所承諾書を受け取った後で入所をキャンセルする場合は、他に入所を待たれている方もいらっしゃいますので、結果通知が届いてからできるだけ速やかに保育課まで連絡してください。5月以降の入所キャンセルは少なくとも入所する日の1週間前に連絡いただくようお願いします。期日までに連絡がない場合、保育料が発生することがあります。

なれ保育について

お子様が新しい環境に徐々に慣れるよう、入所当初の約1週間から2週間の間は、お預かりする保育時間を短縮した「なれ保育」を行います。

なれ保育の期間中は、午前中2時間程度のお預かりから始めて、お昼までのお預かり、15時頃までのお預かりとお子様の様子を見ながら徐々に保育時間を延ばしていくことになります。ただし、4月入所については入所するお子様が多いため、なれ保育の期間が1か月ほどになる場合があります。(お子様の状況や年齢により時間及び期間は多少異なります。)

そのためお迎え等については、ご家族や勤め先等とよく調整いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

お子様の発達に心配がある場合

障害のあるお子様や通院中のお子様などで発達に心配がある場合は、定員に空きがあったとしても施設側の受入れ体制が整わなければ入所できない場合もありますのでご了承ください。また、お子様の状況により、別途個別面接を実施することがございます。併せてご承知おきください。

食物アレルギーの対応について

公立保育所への入所が決定した場合、お子様の食物アレルギーの様子を把握するために栄養士が個別にご連絡する場合があります。給食は医師の生活管理指導表(※)に基づき、アレルギーの原因になっている食品を除去していくことができます。除去の対応が必要な場合は、入所時に除去すべき食品等が書かれた生活管理指導表などを保育所に提出してください。

私立保育園、地域型保育施設、認定こども園については、施設ごとに直接対応しているので事前にご確認ください。

※保育所における食物アレルギー疾患生活管理指導表

保育時間について

利用の時間は、原則として午前8時30分から概ね8時間が基本になります。（原則的な保育時間といえます。）実際の利用時間は、就労時間等を考慮して認定した「保育の必要量」の認定区分に応じた範囲内で、実際の勤務状況などを確認の上決定します。

① 原則的な保育時間（8時間）の考え方

原則的な保育時間は、フルタイム就労での一般的な就労時間が7～8時間であること、子ども達の1日の生活リズム等を考慮した時間となります。

② 保育必要量（最大で11時間まで）について

原則的な保育時間を踏まえた上で、保護者の就労状況などに応じて保育を提供することになります。

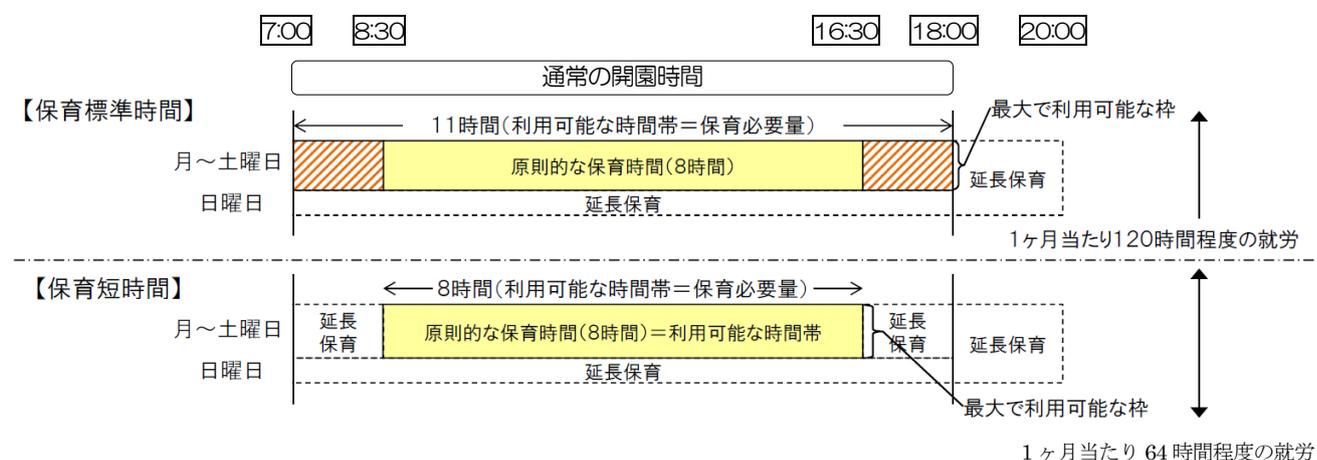
※ 必要な時間を超えて、11時間ずっとお子様全員を受け入れることにはなりません。

したがって、保育時間は、保育必要量の認定によって利用できる最大の時間として、下表の二つの区分になります。利用可能な時間帯を超えてお子様をお預かりする場合は、通常の保育料とは別に、追加で料金が発生することになります。（※13ページをご覧ください。）

| 保育の必要量の区分 | 保育時間（利用可能な時間帯） |
|-----------|---|
| 保育標準時間 | 1日最大11時間（通常の開園時間内での利用） 延長保育実施園では、通常の開園時間外での利用について、別途追加で料金が発生します。 |
| 保育短時間 | 1日最大8時間（午前8時30分から午後4時30分までの間） ※就労の繁忙期等で8時間を超えて利用する場合は、追加で料金が発生します。 |

※ただし、お子様の育成上の配慮の観点から、6か月未満のお子様は、保育短時間の通常時間（原則的な保育時間）のみの預かりとなる施設があります。また、月齢が低いお子様の土曜保育の実施につきましても、各保育施設でお預かりの時間等が異なります。詳しくは各保育施設へご確認ください。

<認可保育園> 開所時間 7:00～20:00 の場合



延長保育時間の設定

延長保育については、公立保育所と私立保育施設で、対象となる時間や延長保育料の設定が若干ながら異なります。私立保育施設の延長保育料については、各施設で設定が可能ですが、市内の私立保育施設については、概ね統一した設定をしております。

1. 公立保育所

| | 保育標準時間認定 | 保育短時間認定 |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 利用時間 (認定区分に伴う最大利用時間) | 7:30~18:30 | 8:30~16:30 |
| 延長保育料の対象時間 | 7:00~7:29 18:31~19:00 | 7:00~8:29 16:31~19:00 |
| 延長保育料の月額 | 月額2,000円 | — |
| // 1回利用 | 100円 | 1時間につき100円 |

※1回利用については、朝・夕それぞれに徴収します。

※生活保護・非課税世帯については負担を免除します。

※土曜保育については、通常保育が8:30~12:00、最大でも7:00~18:00までです。
(保育標準時間認定においては、土曜の延長保育料はかかりません。)

2. 私立保育施設（認可保育所・認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育事業所）

| | 保育標準時間認定 | 保育短時間認定 |
|-------------------------|-------------|--------------------------|
| 利用時間 (認定区分に伴う最大利用時間) | 7:00~18:00 | 8:30~16:30 |
| 延長保育料の対象時間 | 18:01~19:00 | 7:00~8:29 16:31~19:00 |

※上記は私立保育園の延長保育における一例です。全ての園が上記の時間設定ではありません。

※私立保育施設（認可保育所・認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育事業所）の延長保育料については、各保育施設が設定しているため、料金の詳細は各園にご確認ください。

※20時まで開園している園につきましては、19時以降について別途延長保育料を設定しております。また、土曜保育も上記設定の限りではありませんので、私立園の延長保育の利用時間等の詳細につきましては各園にご確認ください。

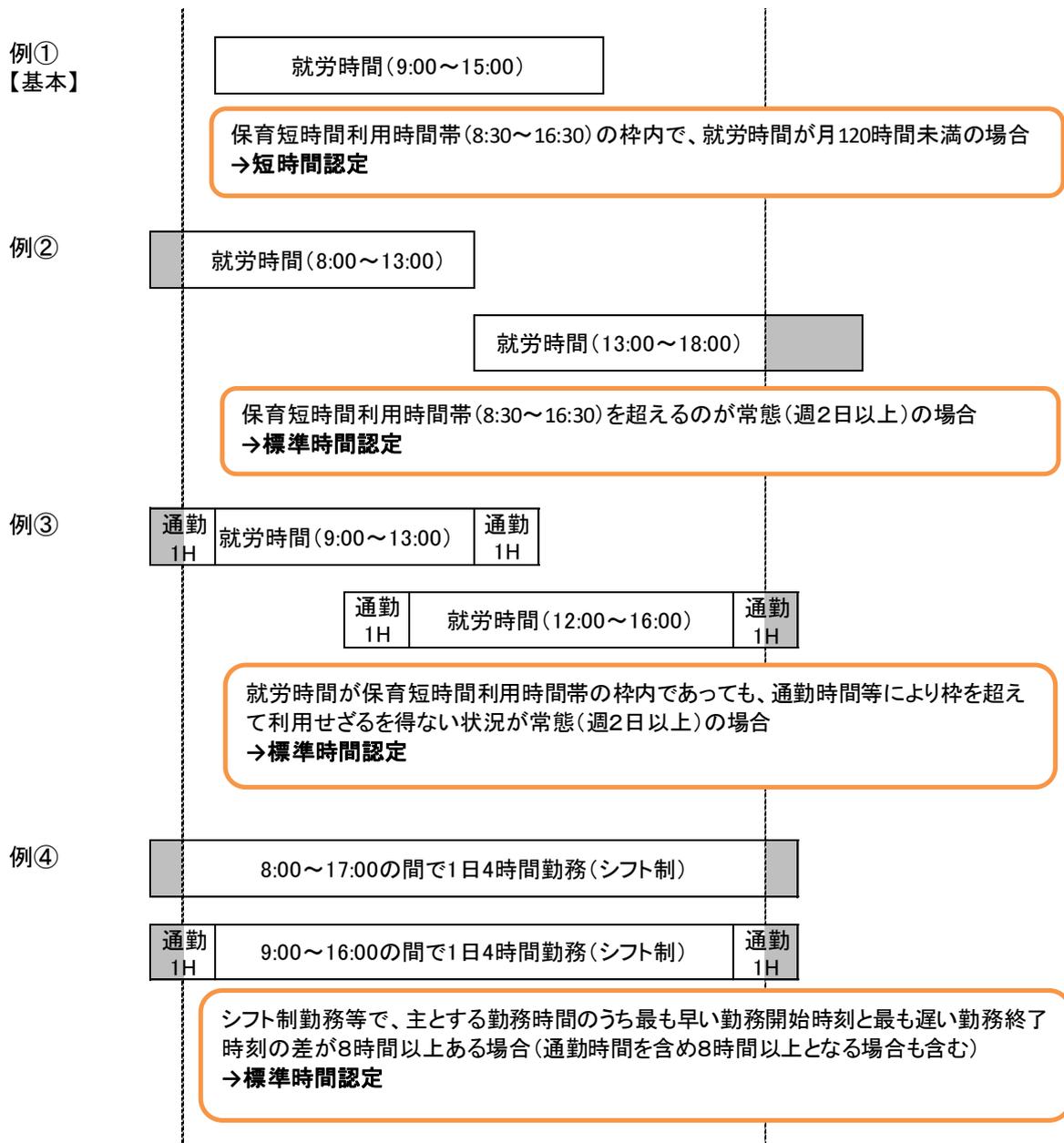
★なお、公立・私立ともに保育短時間認定での月極め利用は想定しておりません。常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

3. 延長保育の利用について

上記の利用時間は、あくまで認定区分上の最大利用時間であり、実際の個々のお子様の保育時間は、入所した保育所での延長保育の利用申請において決定する時間となります。また、土曜日の利用は、原則として父母ともに保育が必要な状況（仕事・介護・看護など）であることが条件となります。したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、11時間ずっとお子様を預かるものではありません。

保育認定（標準時間・短時間）の判断

就労等による認定について、月当たりの実働時間が120時間に満たない場合であっても、就労の時間帯・通勤時間により「保育短時間」での認定では経常的に延長保育料が発生してしまうことが客観的に想定されるケースについては、以下の例のような判断で「保育標準時間」での認定を行います。



休所日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)はお休みとなります。
 ※私立保育園、認定こども園、地域型保育施設は、施設によって多少異なる場合があります。

保育料（利用者負担）について

保育料については、国が定める基準を上限として、保護者の所得に応じて、現行の負担水準や地域の実情を踏まえて市区町村が設定することになっています。また、保育料の設定については、認定区分（1～3号認定）・保育必要量区分（保育標準時間・保育短時間）によっても異なります。

具体的な保育料の額につきましては、別紙保育料表の資料をご覧ください。

保育料の算定基準

保育料の算定については、以下のような基準となっています。

- 保育料決定は、保護者（父母または親族で児童を扶養する者（※））の算定対象年度の住民税額等を基準として、認定の区分・児童の年齢をふまえ、毎年4月上旬に決定します。
※父母共に住民税が非課税の場合で、同居の親族が児童の世帯の主たる生計者と判断される場合等はその方の分も含みます。
※転入などにより、上尾市で市民税が課税されていない場合は、課税証明書等を提出いただく場合があります。未申告を含め、課税状況が確認できない場合には最高額で決定します。
- 所得による判定の切り替え時期は、毎年9月です。
※算定対象となる年度が変わるため、毎年9月に保育料の見直しを行いますので、年度途中で金額が変更になる場合があります。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市民税に基づく

当年度の市民税に基づく

- (例) 令和6年4月～8月の保育料 ⇒ 令和5年度住民税額により決定
(令和4年1月～12月の所得)
- 令和6年9月～翌年8月の保育料 ⇒ 令和6年度住民税額により決定
(令和5年1月～12月の所得)

- 保育料の基準表（保育料は月額）は、認定区分・児童の年齢によって設定しています。
※年齢は、入所した年度の4月1日現在の年齢が、年度内を通して適用されます。
したがって、誕生日をむかえ満3歳となった場合も、3歳クラスになるまでは保育料無償化の対象外となります。
- 住民税額に修正や変更があった場合や世帯の状況に変更があった場合は、保育料が変更になる場合があります。
※市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）、配当控除、寄付金税額控除（ふるさと納税等）、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。

- 兄弟等の多子軽減（同一世帯から複数の児童が対象施設を利用する場合等）については、下記の児童が軽減の対象です。

| 認定区分 | 軽減対象となる対象者 | 軽減の適用 |
|---------|-----------------|------------------------------------|
| 2号・3号認定 | 小学校就学前までに在園する児童 | 年齢が二番目に高い児童 : 半額 // 三番目 // : 無料 |

※対象施設(認可保育施設、幼稚園等)に入所する児童の他、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けている児童がいる場合も対象となります。

※多子軽減の対象施設は、以下のとおりです。

- (1) 保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 小規模保育施設
- (5) 事業所内保育事業所
- (6) 特別支援学校
- (7) 児童発達支援センター
- (8) 児童心理治療施設
- (9) 企業主導型保育施設

都道府県から指定都市への税源移譲に伴う税率変更に係る特例

税源移譲により、平成30年度から指定都市の市民税の税率が8%へ変更となりましたが、指定都市居住者に不利益が生じないよう、保育料については税源移譲前の旧税率（6%）で算定を行います。

※特例適用にあたり、申し出等の手続きは特に必要ありません。

未婚のひとり親に対する税制措置について

令和2年度税制改正により、令和2年分以後の所得税と令和3年度以後の個人住民税について、未婚のひとり親に対して、ひとり親控除(所得税35万円、個人住民税30万円)が適用されます。

ひとり親控除の申請手続きにつきましては、所得税は税務署、個人住民税は市民税課までお問い合わせください。なお、ひとり親控除がすでに適用されている方は、保育課への手続きは不要です。

ひとり親世帯等および多子世帯の利用者負担額（保育料）の軽減実施

平成28年度より国の幼児教育無償化への取組として、ひとり親世帯等および多子世帯の利用者負担額（保育料）の軽減措置が拡充されました。対象となるのは、年収約360万円未満相当の世帯で、在園児にきょうだいがいる世帯については、利用している施設の種類に関係なく、きょうだいの年齢制限が撤廃されます。（成年に達している者でも扶養等で生計を一にしている場合は含む。）軽減対象世帯に該当する場合、以下の①および②により負担が軽減されます。

●「年収約360万円未満相当の世帯」の該当要件

| ①両親がいる世帯の場合 | ②ひとり親・在宅障害児（者）世帯等の場合 |
|---|---|
| 市町村民税所得割課税額 <u>57,700円未満</u> ※保育料階層がA階層～C5階層の一部まで | 市町村民税所得割課税額 <u>77,101円未満</u> ※保育料階層がA階層～C6階層の一部まで |

① 多子世帯のきょうだい判定の対象拡大（年齢制限の撤廃）

上記、市民税所得割額が57,700円未満の世帯は、生計を一にする兄弟（成年に達している者でも扶養等で生計を一にしている場合は含む）から数え、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となります（延長保育料は除く）。

保護者と同居しない場合であっても、就学や療養等で別居をしている場合においては、対象となる者を扶養している場合や常に生活費等が同じ生計から支出されているとわかる資料が提出できる場合に限り、「生計を一にする」者としてみなすことができます。

例) 寮で暮らしている高校生の場合など

②ひとり親世帯・障害児（者）世帯等の負担軽減措置の拡大

ひとり親世帯や在宅障害児（者）世帯等の場合は、上記の年収約360万円未満（市民税所得割額77,101円未満）の世帯に該当する場合、1人目から半額、2人目から無料に軽減されます。

※「ひとり親世帯」

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に子どもを扶養している者の世帯

※「在宅障害児（者）世帯等」

在宅障害児（者）がいる世帯で、次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

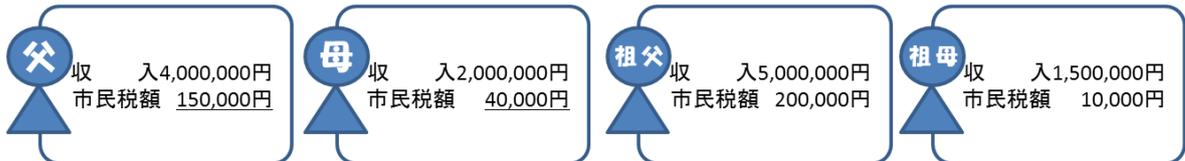
- ア. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ. 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ. 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者

保育料算定の具体例

【算定対象の例】 ※市民税額＝市民税所得割額をいいます。

- ・世帯構成：父、母、兄（小3）、入所児（2歳）、祖父、祖母
- ・保育標準時間での認定

① 父母それぞれに収入がある場合

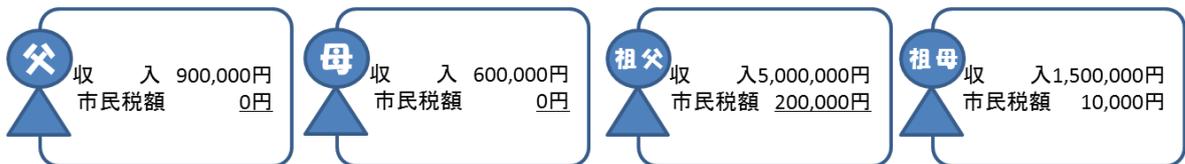


⇒ 父母それぞれの課税額の合計で階層判定を行います。

(父の市民税額) 150,000円 + (母の市民税額) 40,000円 = 190,000円

∴判定結果：C14 階層 = 保育料：月額 46,600円

② 父母以外の保護者（祖父）が家計の主たる生計者と判断される場合



⇒ 父母ともに市民税が非課税額の場合、主たる生計者の祖父が算定対象になります。

(祖父の市民税額) 200,000円

∴判定結果：C14 階層 = 保育料：月額 46,600円

③ 父のみ課税対象となる収入がある場合



⇒ 母は扶養範囲内での収入で非課税額の場合も、父母が算定対象になります。

(父の市民税額) 150,000円 + (母の市民税額) 0円 = 150,000円

∴判定結果：C11 階層 = 保育料：月額 36,300円

保育料の試算に関してよくある質問

【Q】市民税所得割額はどこで確認できますか？

【A】次の①～③の書類で確認できます。※書類見本をご参照ください。

- ① 普通徴収（個人で納付）の方は、上尾市では6月に納税通知書【見本①】が発送されます。市民税・所得割合計額の欄をご覧ください。
- ② 特別徴収（サラリーマン等で給与天引き）の方は各勤務先から6月に市町村民税特別徴収税額決定通知書【見本②】が配布されます。税額・市（区町村）・所得割額の欄をご覧ください。
- ③ ①・②が用意できない場合は、課税証明書【見本③】で確認できます。市民税・所得割額欄をご覧ください。課税証明書は、当該年度の1月1日の住所地の税務担当課で発行してもらうことができます。（有料です。）

※市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）、配当控除、寄付金税額控除（ふるさと納税等）、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。

① 令和5年度 市町村民税納税通知書（市町村から郵送）

※市町村民税所得割額及び扶養人数が記載されているもの

③ 令和5年度 課税証明書（市町村の税務担当課で発行）

※市町村民税所得割額及び扶養人数が記載されているもの

住宅ローン控除額

市民税所得割額

② 令和5年度 市町村民税特別徴収税額決定通知書（会社から配布）

保育料の納付について

保育料の納付は、認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育事業所については、施設で徴収を行います。

公立、私立保育所については市が徴収を行いますので、口座振替をご利用ください。口座振替の申込み用紙は入所決定時に送付いたします。口座振替の手続きが完了するにはおおむね 45 日ほどかかります。手続きが完了するまでは納付書を送付しますので、指定の納付書で保育料を収めていただきます。

※ 正当な理由なく保育料の未納が続きますと、地方税の例により差押等の滞納処分をすることがあります。

※ 滞納処分については、税徴収部門への滞納整理業務の移管を行っております。移管先の納税課では、財産調査、搜索等を実施し、財産差押を執行するなど、法令に基づく滞納整理を行います。

保育料以外の各種料金等について

市や施設へ納めていただく月額保育料の他に、施設によって給食費(※)や保護者会費、制服(帽子等)などの負担がある場合があります。これらについては、保育施設・クラス年齢により料金等が異なりますので直接お問い合わせください。

※給食費の詳細は 21 ページ参照

認定こども園の 2 号認定 (3 歳クラス以上) 利用について

認定こども園は、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。認定こども園の 3 歳クラス以上については、保育園部分で入園した場合でも幼稚園部分で入園した児童と一緒に幼児教育を受けていただく施設になります。

したがって、3 歳クラス以上で登園する場合は、給食費等の他、幼児教育を受けるための費用(幼稚園入園諸費用、幼児教育費、制服、保育用品代等)がかかりますので、入園を希望する際は事前に施設を見学いただき、よく説明を受けていただくようお願いします。

なお、上乗せの費用はかかりますが、通常の幼稚園より長い時間お子様を預かることができるため、保護者様の就労などで保育を必要とする場合でも、日中は幼稚園で様々な体験を積み重ねながら幼児教育を受けることができます。

幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月より施行された幼児教育・保育の無償化についての詳細は、下記二次元コードより、ホームページをご覧ください。

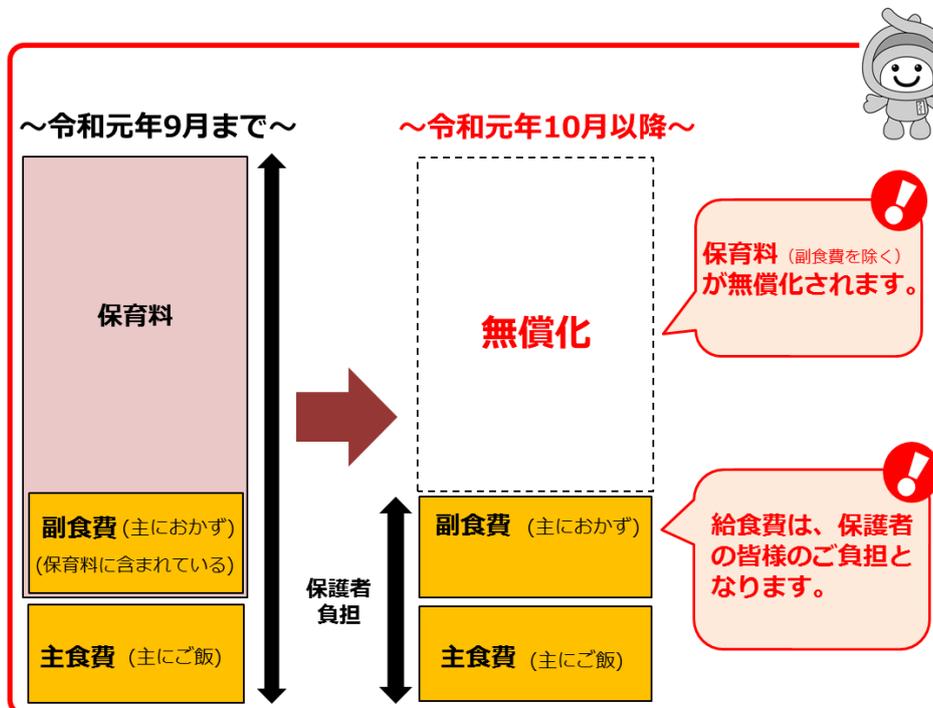
なお、認可保育施設入所者は、無償化に係る申請手続きは必要ありません。



給食費の負担について（3歳クラス以上）

令和元年10月1日より、3歳児～5歳児クラスに在籍するお子様の保育料が無償化されました。

なお、延長保育料の他、主食費および副食費（給食費）、行事費等は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。金額については施設ごとに異なります。



副食費の免除について

以下のいずれかに該当する児童の副食費は免除となります。（主食費の免除はありません。）

・副食費免除対象要件

① 年収360万円未満相当世帯の児童

| 両親がいる世帯の場合 | ひとり親・在宅障害児（者）世帯等の場合 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 市町村民税所得割課税額 <u>57,700円未満</u> | 市町村民税所得割課税額 <u>77,101円未満</u> |
| ※保育料階層が A 階層～C5 階層の一部まで | ※保育料階層が A 階層～C6 階層の一部まで |

② 所得階層にかかわらず、第3子以降の児童

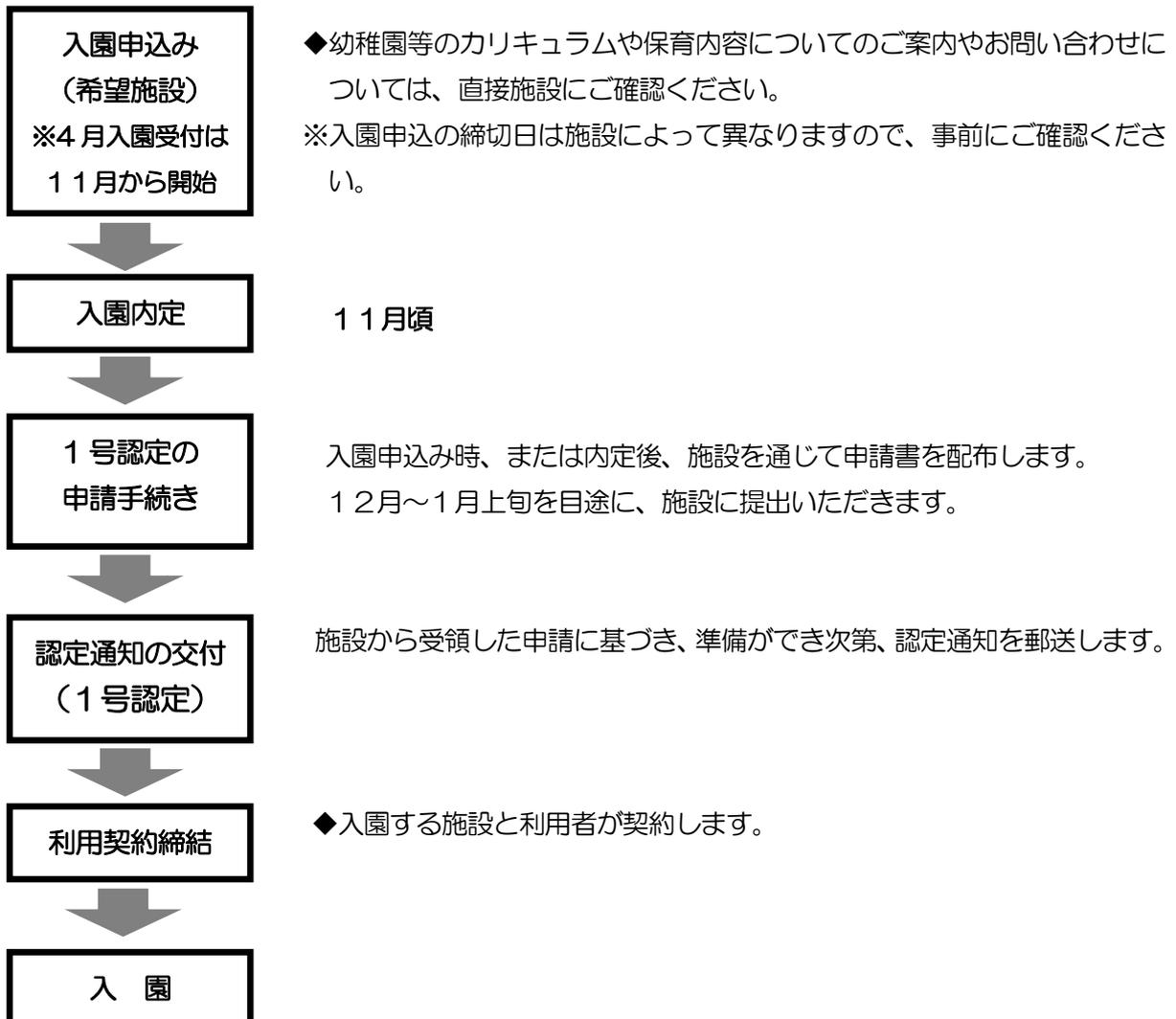
※「第3子以降の児童」とは、小学校就学前のきょうだいの中で3人目以降の児童を指します。

副食費の免除を受けるにあたり、申請手続きは必要ありません。保育料算定基準年度の課税状況および、世帯構成情報を基に、副食費が免除となる児童には、「副食費徴収免除のお知らせ」をお届けします。

認定こども園（幼稚園部分）・新制度移行/未移行幼稚園への入園を希望する場合
〈新1号認定〉

満3歳以上の児童で、教育を必要とする場合は、認定こども園（幼稚園部分）・新制度移行幼稚園に直接入園の申込みを行います。申込みが定員を超える場合は、施設によって選考を行う場合があります。

なお、入園が内定した後に、1号認定の申請手続きを行う必要があります。基本的に施設を通してのお手続きになりますので、以下の流れに沿って申請してください。



<保育認定（2号）の施設（保育所等）と新制度移行/未移行幼稚園（新1号）を併願する場合>

保育所等の利用希望もある場合は、保育認定（2号）を申請します。

その上で、新制度移行/未移行幼稚園への入園申込みを行います。

※2号認定と新1号認定の認定を同時に受けることはできないため、幼稚園の申込みの際に、2号認定を受ける旨を園に伝えてください。

なお、結果として利用施設が幼稚園に決まり、2号認定での入所希望を取下げの場合は、改めて新1号認定に変更する申請をしていただくことになります。

よくある問い合わせ

Q1：申込みをすれば必ず入所できますか？

申込み人数が定員を超えた場合は選考となるため、必ず入所できるとは限りません。



Q2：保育施設への入所は先着順ですか？



先着順ではありません。受付期限までに申込みのあった方全員を選考して決定します。

Q3：空きのない保育施設も希望できますか？

希望することは可能です。申込み時点で空きがなくても、キャンセルや退所者が出るなど空きが発生する場合があります。



Q4：求職中でも申込みはできますか？



できます。ただし、入所後、2か月以内に入所基準を満たした就労を開始しなければ退所となります。

Q5：対象年齢（クラス年齢）の考え方はどうなりますか？

対象年齢（クラス年齢）は、4月1日時点の年齢でその年度のクラスが決まります。そのため、年度途中で誕生日を迎えてもその1年間は同じクラスに在籍となります。

なお、各保育施設での入所可能な対象年齢の見方は、以下のとおりです。

【対象年齢】 ※別紙「認可保育施設一覧表」参照

「生後57日以上」「2か月以上」

「3か月以上」「4か月以上」・・・年齢に達した翌月1日から対象

「1歳以上」・・・4月1日現在で満1歳になっている児童が対象

「6か月以上」・・・10月以降に入所する場合は、10月1日までに6か月になっている児童が対象



Q6：保育施設ごとでどんな違いがありますか？施設の見学はできますか？

保育料の負担は、施設形態を問わず同じです。ただし、それぞれの保育施設ごとに特色がありますので、事前に見学することをお勧めします。見学を希望する際は、希望する施設に直接連絡してください。



Q7：保育施設の送り迎えに自動車を利用することはできますか？



利用できます。ただし、保育所によって駐車場の台数や場所が離れている施設もございますので、自動車での送迎をお考えの場合は事前施設にご確認ください。

Q8：祖父母と二世帯住宅に住んでいますが、祖父母の就労証明書等は必要ですか？

必要となることがあります。二世帯住宅でも、建物の中で相互に行き来ができれば同居とみなします。65歳未満の祖父母の場合、仕事をしている・持病があるなど保育が必要な状態であれば、証明書等を提出してください。提出がない場合でも申請ができますが、選考上不利になる場合があります。



Q9：育児休業を取っている場合、いつから入所申込みができますか？



育児休業を取っている場合は、復職する月の前月からの入所を希望できます。また、「入所でき次第復職する」場合は復職予定の前月以前でも申込みはできます。ただし、この場合、入所が決定した際は、入所月の翌月中に復帰することが必要となります。

Q10：第1子が保育施設に入所している途中で第2子を出産して育児休業を取得した場合、第1子は保育所に通うことができますか？

できます。ただし、原則として第2子が1歳6か月に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までとなります。なお、第2子が1歳6か月に達する日（誕生日の前日）の属する月の保育所の入所申請をし、入所ができず待機となっている場合はその年の年度末まで保育所を継続することができます。なお、次年度4月以降につきましては、育児休業から復職し、保育要件を満たしていただく必要があります。



Q11：保育施設の空き待ちをしている途中で育児休業を延長した場合、保育所の申し込みはどうなりますか？

申し込みはそのまま継続となります。ただし、就労証明書の再提出が必要となります。そのほか、申請内容に変更があった場合は保育課まで届け出が必要となります。



Q12：希望する保育施設に空きがないので、育児休業を延長し空き待ちする予定です。育児休業延長の手続きのため、勤務先より入所不承諾の通知(入所できなかった旨の証明書)の提出を求められました。証明書は発行してもらえますか。

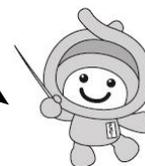
初回の申し込み結果につきましては郵送いたします。翌月以降につきましても、申請時に空き待ちを希望されていれば証明書の発行は可能です。ただし、申請をされていない方や入所決定後に自己都合による入所キャンセルをした方及び申請をされていない期間については、証明書を発行することはできませんので、ご注意ください。



Q13：第1子が保育所に入所している途中で第1子を連れて、里帰り出産する予定です。第1子は休園できますか？

できます。ただし、長期欠席は年度内で2か月までとなり、1か月を超える休園の場合には、休園の届出が必要です。里帰り出産に限らず、自己都合により2か月を超えて欠席する場合は退園となります。なお、休園であっても保育料はかかります。

※2か月休園後、1日出席しさらに2か月休園等は不可。



Q14：上尾市に最近転入してきました。認可保育施設への入所を希望しますが、前住所の課税証明書等の追加書類は必要ですか？
また、それらは選考でどのような影響がありますか？

必要となることがあります。

利用調整の中で、ご家庭の指数が同一の場合は、基準点数表に記載されている、「状況別優先順位指標」に基づいて入所者を決定します。複数の家庭状況を比較し、それらも含め完全に同一であった場合に、保護者の税額が低位の方を入所決定いたします。

上尾市に課税情報がない場合、税額の比較ができないため、最高額として取り扱います。提出がない場合でも申請ができますが、選考上不利になる場合があります。



Q15：保育園と幼稚園どちらを利用するか迷っています。幼稚園は預かりの時間が短いのですか？

幼稚園の教育時間は概ね4時間程度とされており、14時頃には退園時間となりますが、教育時間外の「預かり保育」を実施している私立幼稚園であれば、19時ごろまで対応ができる施設もあります。実施の有無や時間は園ごとに異なりますので、各園に直接お問い合わせください。



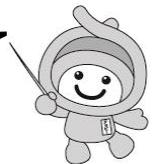
Q16：認可保育園の保育料は、私立と公立で異なりますか？

認可保育所の保育料は、私立・公立ともに同額です。ただし、その他実費（園服や教材費等）がかかる場合があり、延長保育料についてもそれぞれの施設で料金が異なる可能性があります。詳しくは各施設に直接ご確認ください。



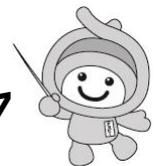
Q17：小規模保育施設の保育料は、認可保育所の保育料と異なりますか？

同じです。ただし、別に実費徴収がある場合や延長保育料が認可保育所と異なりますので、詳しくは事業者にお問い合わせください。



Q18：保育所に入所した後、転職しフルタイムの勤務になりました。現在、保育短時間の認定を受けていますが、何か申請をする必要はありますか？

保育の必要量が変わっていますので、保育標準時間の認定に変更する必要があります。支給認定変更申請書・転職先の就労証明書を持参の上、申請してください。認定が変わると判断できる場合は、新たな認定通知を交付します。これにより、利用できる時間帯や保育料が変更になります。



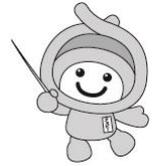
Q19：幼保連携型認定こども園とはどのような施設ですか？

幼保連携型認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。幼稚園部分と保育所部分とそれぞれに園舎をもち、日中の保育について連携しながら行います。詳しくは、園に直接お問い合わせください。



Q20：認定こども園への入園申込みはどうしたらよいですか？

認定こども園の入園申込みについては、幼稚園部分と保育所部分でそれぞれに定員設定があり、申込み方法が異なります。幼稚園部分（1号認定）は直接園に申込みいただきますが、保育所部分（2号・3号認定）については、他の保育施設同様に市へ申込みいただいた上、利用調整（選考）の結果をお待ちいただくこととなります。



Q21：認定こども園への入園を希望していますが、幼稚園部分と保育所部分とどちらも入園の申込みは可能ですか？保育園で入れなかった場合はどうなりますか？

認定こども園で併願を希望する場合は、両方の申込みが必要になります。この場合、認定の申請は2号認定のみになりますが、最終的に保育所部分での入所希望をやめ、1号認定での利用とする場合は、認定区分の変更が必要になります。

なお、幼稚園部分の利用をしながら、引き続き保育所部分での入所を希望される場合は、「延長保育（一時預かり）」で対応していただくこととなります。その上で、保育所部分への転園として、市の利用調整（選考）の結果をお待ちいただくこととなります。



Q22：こどもの園プラムハウスの分園とはどういったものですか？

プラムハウス分園とは、もともと既存の本園とは別に、0歳～2歳児クラスのお子様を預かる施設です。分園は本園とは離れたところにありますが、行事をはじめ、土曜保育・協力保育については、本園にて合同で行います。

なお、分園は2歳児クラスまでですので、3歳児以降は持ち上がりで本園に移っていただくこととなります。



地域の子育て支援サービスについて

一時預かり保育事業

保護者の仕事の都合で週1～3日程度の保育が一定の期間継続して必要な場合や、入院、通院、災害、事故、出産などの事情で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所で日中お預かりして保育を行います。

A型（非定型）・・・保護者の就労、通学、通院、介護などで週に1～3日程度家庭での保育が困難となる方。
(1か月以上の一定期間)

B型（緊急）・・・保護者の病気入院や通院、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭などやむを得ない理由で、緊急・一時的に保育が困難となる方。(1か月を越えない範囲)
※裁判員として出頭することによる利用の場合は、上尾西およびかわらぶき保育所で実施
(保育時間7:30～18:00まで)

C型（リフレッシュ）・・・保護者が育児疲れでリフレッシュしたい時、買い物等の私的な理由で利用したい方。
利用については、以下の保育施設で登録が必要です。また、保育施設の状況によっては、お預かりができない場合がございます。直接お問い合わせください。

【公立保育所】

| | 保育時間 (日曜日、祝日および12/29～1/3を除く) | 利用料 | | | 実施形式 | 申込 (事前登録制) | | 対象年齢 (小学校就学前まで) |
|-------------------------------------|--|------|-------------------|----------|----------|---------------------|--------|--------------------|
| | | 利用単位 | 2歳児クラス以下 | 3歳児クラス以上 | | 食事代 (3歳児クラス以上のみ) | | |
| 上尾西保育所 春日2-20-3 Tel. 772-3544 | 月～金 8:30～17:00 土(緊急のみ) 8:30～12:00 | 半日 | 1,000円 (食事代含む) | 550円 | A型 B型 | A型 | 20日前まで | 満1歳以上 |
| | | 1日 | 2,000円 (食事代含む) | 1,200円 | | B型 | 2日前 | |
| かわらぶき保育所 瓦葺2248 Tel. 721-5858 | 月～金 8:30～17:00 土(緊急のみ) 8:30～12:00 | 半日 | 1,000円 (食事代含む) | 550円 | A型 B型 | A型 | 20日前まで | 満1歳以上 |
| | | 1日 | 2,000円 (食事代含む) | 1,200円 | | B型 | 2日前 | |

【私立保育所】

| | 保育時間 (日曜日、祝日および12/29～1/3を除く) | 利用料 | | | 実施形式 | 申込 (事前登録制) | | 対象年齢 (小学校就学前まで) |
|--|--|------------------------|---|----------------|----------------|--|------------------|---------------------------------|
| | | 利用単位 | 3歳未満 | 3歳以上 | | 食事代 | | |
| さつき保育園 音谷43-1 Tel. 778-9411 | 月～金 8:30～16:45 | 半日 (8:30～12:30) | 1,500円 | 1,000円 | A型 B型 C型 | 前月の20日 | | 満1歳以上 |
| | | 1日 | 2,500円 | 2,000円 | | (20日が土・日・祝日の場合は前日) | | |
| 保育園 アミクレイシュ 浅間台1-18-30 Tel. 777-0234 | 月～金 8:00～20:00 土 8:00～19:00 | 5時間まで | 1,600円 | 1,200円 | A型 B型 C型 | 前日まで | | 1歳児クラス以上 (その年度の3/31で2歳になる児童) |
| | | 9時間まで | 2,800円 | 1,900円 | | (初めてのの方は、前日までに登録が必要) | | |
| | | 12時間まで | 3,400円 | 2,300円 | | | | |
| 白ばら学園 こどもの家 小敷谷1027-28 Tel. 780-7222 | 月～金 8:30～17:00 土(緊急のみ) 8:30～12:30 | 半日 | 1,300円 | 1,000円 | A型 B型 C型 | A型 | 20日前まで | 満1歳以上 |
| | | 1日 | 2,500円 | 2,000円 | | B・C型 | 2日前 | |
| こどもの園 プラムハウス 西宮下1-16-1 Tel. 776-6771 | 月～金 9:00～16:00 土 なし | 半日 | 1,800円 | — | A型 B型 C型 | A・C型 | | 満1歳～3歳児 (0歳～2歳児クラスに該当する児童) |
| | | (0歳児クラス4時間) | 2,300円 | — | | 2週間前まで | | |
| | | 1日 | 3,600円 | — | | B型 | 3日前 | |
| ゆうゆうくら 保育園 原市3870-1 Tel. 721-3781 | 月～金 9:00～17:00 | 半日 | 2,000円 | 1,500円 | A型 B型 C型 | 前日まで | | 満1歳以上 |
| | | 1日 | 3,000円 | 2,500円 | | | | |
| カールキッズランド中妻園 中妻5-28-1 Tel. 779-2258 | 月～土 8:00～18:00 | 1時間 (30分) | 700円 (350円) 0歳児クラスは 800円 (400円) | 700円 (350円) | A型 B型 C型 | 前日午前まで | | 満2か月以上 |
| | | (初めてのの方は、前日午前までに登録が必要) | | | | | | |
| ころぼっくろ保育園 小泉5-7-4 Tel. 771-2701 | 月～金 ※8:30～17:00 土 なし | 半日 | 1,300円 | 1,000円 | A型 B型 C型 | A・C型 | 3日前まで | 満1歳以上 |
| | | 1日 | 2,600円 | 2,000円 | | B型 | 空き状況により 当日でも可 | |
| ※延長保育・・・8:00～8:30、17:00～17:30。延長利用料・・・15分250円、30分500円。 | | | | | | | | |
| ゆうゆうくら第2 保育園 原市4004-1 Tel. 722-6111 | 月～土 8:30～17:00 | 半日 | 2,000円 | 1,500円 | A型 B型 C型 | 前日まで | | 満1歳以上 |
| | | 1日 | 3,000円 | 2,500円 | | | | |
| 北上屋たいよう保育園 上平中央2-18-8 Tel. 770-0777 | 月～金 8:00～18:00 | 1日 | 2,500円 (給食費・おやつ費も含む) | | A型 B型 C型 | 前月の20日8時30分から12時まで電話連絡にて受付し、抽選。抽選結果は夕方連絡。初めての方は利用希望月の受付までに事前登録が必要です。園へご連絡ください。 | | 生後3か月以上 |
| みずほ保育園上尾富士見 富士見1-6-27 Tel. 776-3240 | 月～金 8:30～17:00 | 1日 | 2,500円 (給食費・おやつ費も含む) | | A型 B型 C型 | 2週間前まで | | 満1歳以上 |
| 親愛浅間台保育園 Tel. 729-7305 | 月～金 8:30～17:00 | 1日 | 3,000円 (給食費・おやつ費も含む) | | A型 B型 C型 | 前月20日まで | | 満1歳以上 |

一時預かり保育事業（余裕活用型）

入所児童数が定員に達していない施設が行う事業です。このため、定員に空きがなければ利用することはできませんので、ご承知おきください。利用については、下記保育所（園）で登録が必要です。直接お問い合わせください。

【小規模保育施設】

| | 保育時間 (日曜日、祝日および 12/29～1/3を除く) | 利用単位 | 利用料 | | | | 食事代 | 申込 (事前登録制) | 対象年齢 |
|--|--------------------------------------|------|--|------|------|---------------------------|--------|---------------|------|
| | | | 0歳児 | 3歳未満 | 3歳以上 | | | | |
| きらきら夢うた上尾園 仲町2-13-19 TEL 773-5834 | 月～金 7:30～18:00 | 1時間 | 900円 | 800円 | 600円 | 給食 300円 おやつ 100円 | 前日まで | 6か月以上～5歳児 | |
| グロ-バルキッズアリオ上尾園 寺丁目3677ア上尾1階 TEL 726-7007 | 月～金 9:00～18:00 土 9:00～16:00 | 1時間 | 月～金 1,000円 土 1,500円 | | - | 給食 400円 おやつ 100円 | 前日まで | 1歳児～2歳児 | |
| 上尾なのはな第2保育園 愛宕1-29-18 TEL 787-0970 | 月～金 8:00～17:00 土 8:00～17:00 | 1時間 | 月～金 0歳児 800円 1～2歳児 700円 土 0～2歳児 1,000円 | | - | 給食 200円 おやつ 100円 | 一週間前まで | 2か月～2歳児 | |

※上記の一時預かり保育事業の実施状況は、令和5年9月1日時点のものです。

病児・病後児保育事業

| | |
|----------------------|--|
| 利用できる方 ①～③のすべてに該当 | ① 市内在住の0歳から小学校3年生までの児童 ② 入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する状態にあること ③ 病気の状態（回復期も含む）にあることから、集団保育が困難な場合で、保護者が勤務の都合等の社会的にやむをえない事情により、家庭での保育を行うことが困難であること |
| 利用定員 | 各施設4人まで |
| 利用できる期間 | 1回の申込みにつき、連続7日まで（土日、祝日等は含まず） |
| 利用できる病気 | 感冒、消化不良症等乳幼児が日常かかる疾患や、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等の感染症疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患など（ただし、医師の判断や施設の判断により受け入れ不可の場合あり） |
| 保育料 | 日額2,000円 （生活保護法による被保護世帯及び市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額が48,600円未満の世帯は日額1,000円 ※利用日が4月～8月の場合、前年分の市民税額により判断します。） その他（おやつ、給食は実費） |
| 利用方法 | 事前に保育課または実施施設に登録申請書を提出 利用希望日の前日午後6時までに施設へ電話で予約 ※当日利用につきましては、直接施設にお問い合わせください。 「かかりつけ医の市指定の診療情報提供書」と利用申込書を施設へ提出 |
| 必要書類 | 各病児・病後児保育事業実施施設、保育課、保育課HPにございます |

| 実施施設 | 対象 | 受入年齢 | 住所・電話 | 利用時間 |
|-------------------------------|--------|--------|--------------------------|-----------------------|
| かわかみこども クリニック 〈オープンセサミ〉 | 病児・病後児 | 生後6か月～ | 藤波3-187 TEL 789-3116 | 月～金曜日 午前8時15分～午後6時 |
| さくらクリニック 〈どんぐりルーム〉 | 病児・病後児 | 生後6か月～ | 上尾村542-1 TEL 871-8630 | 月～金曜日 午前8時30分～午後6時 |
| ころぼっくる保育園 〈たんぼぼ〉 | 病後児 | 生後7か月～ | 小泉5-7-4 TEL 771-2701 | 月～金曜日 午前8時～午後6時 |
| ゆうゆうくじら保育園 〈くじらのおうち〉 | 病後児 | 生後2か月～ | 原市3870-1 TEL 721-3781 | 月～金曜日 午前8時～午後6時 |

休日保育事業

| | |
|--------------------|--|
| 利用できる方 ①および②に該当 | ①市内に住所がある1歳児クラス(4月1日時点で満1歳以上)から小学校就学前までの児童で、認可保育所、認定こども園(保育所機能部分に限る)及び特定地域型保育事業所に通っている児童。または、市外に住所があり市内の認可保育所、認定こども園(保育所機能部分に限る)及び特定地域型保育事業所に通っている児童 ②保護者が勤務の都合等により、家庭での保育が困難であること。 |
| 利用できる日 | 日曜日・祝祭日(12/29~1/3までを除く) |
| 定員 | 10人 / 日 |
| 利用時間 | 保育標準時間認定の場合 <アミ・クレイシュ>午前8時00分~午後6時00分まで <うぐす上尾春日> 午前7時00分~午後6時00分まで 保育短時間認定の場合 <アミ/うぐす共通> 午前8時30分~午後4時30分まで |
| 保育料 | 通常保育の保育料に含まれています。 |
| 利用方法 | 事前に休日保育実施園に登録申請が必要 |
| 利用予約方法 | ・利用予定日の前月1日(1日が土日祝日の場合、月初の平日)午前10時から各施設にて電話受付開始 ・予約受付は平日のみ ・就労証明書を利用日の前日までに実施施設へ提出してください。 ※当日利用不可。急なご利用の場合も、平日ご相談ください。 |
| 実施保育園 | 保育園アミ・クレイシュ 住所: 上尾市浅間台1-18-30 TEL: 777-0234 うぐす保育園上尾春日 住所: 上尾市春日1-21-7 TEL: 770-0880 |

発達支援事業

| | |
|------|---|
| 発達相談 | 8:30~12:00 13:00~17:00 発達の心配、育児の悩みについて 来所または電話で保健師・保育士が対応(来所の場合、事前に電話予約) |
| 専門相談 | 事前に電話で予約 ① 理学訓練・相談・運動発達の面で心配のあるお子さん(乳幼児~小中学生) ② 作業訓練・相談・手先の動きや身辺自立に心配のあるお子さん(概ね3歳~就学前) ③ 言語相談・訓練・ことばの面で心配のあるお子さん(概ね3歳~就学前) |
| 親子教室 | 月~金曜日 乳幼児⇒月1回から週1回 午前のみ 幼稚園・保育園在籍児⇒月2回 午後のみ |
| 実施施設 | 上尾市発達支援相談センター(子ども・子育て複合支援施設 AGECCO 内) 上尾市荻丁目東22-1 TEL 725-3373 |

※その他、0~6歳の就学前のお子さんを対象に月~金曜日(祝日、年末年始を除く)の9:00~12:00、13:00~16:00におもちゃ広場があります。休みとなることもありますので、詳細は実施施設へご確認ください。

あげおファミリー・サポート・センター

安心して子育てができるように提供会員(育児の援助を行いたい人)と依頼会員(育児の援助を受けたい人)が会員になり相互の援助活動を行っています。

ファミリー・サポート・センターをご利用いただくためには、入会説明会に参加して会員登録していただく必要があります。入会説明会に参加を希望される場合は、事前予約が必要となりますのでご連絡ください。

依頼会員が提供会員に支払う料金及び謝礼金

月~金曜日の午前7時~午後7時 1時間 700円

月~金曜日の上記以外の時間 1時間 900円

※土・日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)については別途

【問合せ先】あげおファミリー・サポート・センター(上尾市社会福祉協議会内) ☎ 048-777-0941

地域子育て支援拠点

乳幼児(主に0～3歳)と保護者を対象にした交流会、

子育てに関する講座や育児相談を行っています。

初めてご利用される方は、開設時間などを電話で確認してから訪問してください。

※開設日・時間は変更になる場合があります。

※各拠点のホームページは、右の二次元バーコードよりアクセスできます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため検温の実施、時間・人数に変更が生じる場合があります。



<https://www.city.ageo.lg.jp/page/024111101401.html>

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 開設時間 |
|---------------------------|--|--------------|--------------------------------------|
| 上尾市子育て支援センター | 春日 2-20-3 上尾西保育所併設 | 048-778-2008 | 月曜日～土曜日 9:00～12:00 13:00～16:30 |
| にこにこひろば | 小敷谷 1027-28 白ばら学園こどもの家 | 048-780-7222 | 月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～15:00 |
| あすなる | 向山 4-3-21 向山保育園 | 048-725-5284 | 月曜日～土曜日 9:00～12:00 13:00～15:00 |
| くじらの親子 | 原市 3870-1 ゆうゆうくじら保育園 | 048-721-3781 | 月曜日～金曜日 9:30～12:00 13:30～16:30 |
| カオルキッズランド中妻園 子育て支援センター | 中妻 5-28-1 カオルキッズランド中妻園 | 048-779-2258 | 月曜日～土曜日 10:00～16:00 |
| さくらんぼ | 菅谷 43-1 さつき保育園 | 048-775-8734 | 月曜日～木曜日 9:00～14:00 |
| りらのひろば | 小泉 5-7-4 ころぼっくる保育園 | 048-771-3571 | 月曜日～金曜日 8:30～13:30 |
| つつじが丘 地域子育て支援センター | 上野 1053-1 つつじが丘認定こども園 | 048-725-2622 | 月曜日～金曜日 (週5日) 詳しくは園・ホームページで |
| パオちゃん広場 | 大字上 22-5 つつみの森認定こども園 | 048-770-1500 | 月曜日～水曜日 9:00～14:00 |
| プラムほっとステーション | 西宮下 1-16-1 こどもの園プラムハウス | 048-776-6771 | 火曜日・木曜日・金曜日 (週3日) 詳しくは保育園・ホームページで |
| つどいの広場あそぼうよ | 本町 2-13-8 NPO 法人彩の子ネットワーク | 048-778-5102 | 月曜日～土曜日 10:00～15:00 (月1回 日曜日開館あり) |
| 出張あそぼうよ@かわらびき | 瓦葺 2716-4-3 (尾山台みんなのひろば) NPO 法人彩の子ネットワーク | | 毎週月曜日(祝日を除く) 10:00～15:00 |
| トコトコ | 今泉 272 (児童館こどもの城内) NPO 法人子育て支援あげお | 048-788-3660 | 月曜日～金曜日 10:00～15:00 |

※問い合わせは、子ども支援課 ☎ 048-783-4962 ✉ s172000@city.ageo.lg.jp

子育てサロン《主任児童委員による子育てサロン》

親子で集って遊べる交流の場です。主任児童委員が中心となり、

歌って・踊って・お話して子育てを応援します。

【対象】 就学前の乳幼児と保護者 毎回25組

【時間】 10:00～11:30 (月2回開催)

【場所】 文化センター他 (詳しい会場・日程は子育てサロンのホームページへ)

【参加費】 親子で100円

【申込方法】 要予約 Email: ageokosodatesaron@hotmail.co.jp FAX: 048-774-5342

【問合せ先】 子ども支援課 ☎ 048-783-4962



子育てサロン HP

<http://www.city.ageo.lg.jp/page/024114041601.html>

①

R6

子どものための教育・保育給付認定申請書

(宛先) 上尾市長

記入日 令和 5 年 10 月 17 日

〒 3 6 2 - 0 0 1 4

住所: 上尾市本町3-1-1

保護者氏名: 上尾 一郎

電話(自宅): 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

携帯電話(父): 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

携帯電話(母): 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る認定を申請します。

Table with columns: フリガナ, アゲオ アゲタロウ, 生年月日(和暦), 性別. Includes fields for parent/guardian status (父/母) and reasons for childcare implementation (就労, 病気・障害, etc.).

児童の家庭状況

Table for family status with columns: フリガナ, 氏名, アゲオ, 児童との続柄, 生年月日(和暦), 年齢, 職業・学校等, 障害者手帳の有無. Includes a section for household members (同居の家族) and a status section (生活保護の状況).

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、特別児童扶養手当・障害基礎年金の受給の有無について記入してください。

税情報等の提供に当たっての同意署名欄

子どものための教育・保育給付認定及び利用者負担額(保育料等)の算定に当たり、本市が保有する住民基本台帳及び課税台帳等の公簿により確認すること、また、これらの情報に基づき決定される利用者負担額(保育料等)について、本市から保育施設等(児童が入所決定した保育施設等のみ)に対し通知することに、申請保護者及び同居親族等は同意します。

保護者氏名: 上尾 一郎

Table for admission commitment (入所申込みの承諾) with columns for admission date, facility, and transfer records.

保育施設入所児童家庭状況票

| | | | |
|------|--------|----------|-----------------|
| 児童氏名 | 上尾 上太郎 | 生年月日(和暦) | 令和 4 年 12 月 5 日 |
|------|--------|----------|-----------------|

1. 現在の「保護者の保育が必要な理由」について、太枠内の該当する箇所を記入してください。

| | 保育要件 | 状 況 | | | | | |
|------------------------------|---|---|---|---|-------|-----------------------------|------|
| 父親の状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <small>※育児中の方は現在の契約上の勤務をお書きください</small> | 勤務先名称 | 〇〇商事 | | | | |
| | | 所在地 | 東京都××区×-××-×× | | | | |
| | | 勤務時間 | <input checked="" type="checkbox"/> 固定勤務 ・ <input type="checkbox"/> シフト制勤務 | | 勤務日数 | ひと月あたり | 20 日 |
| | | | <small>(固定の場合)</small> | 8 時 0 分～ 18 時 0 分 | | | |
| | | 形態 | <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| | 仕事内容 | 営業 | | | 通勤時間 | 1 時間 30 分 | |
| | <input type="checkbox"/> 求職中 | 就労内定有無 | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 | <small>(内定有の場合)</small> 就労開始予定年月日 | 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 未定 | |
| | <input type="checkbox"/> 不在 | 理由 | <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 調停中 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| | | 事実発生日 | 年 月 日 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 疾病 | 病 名 | 入院 | 年 月～ | | | |
| 通院 | | | <input type="checkbox"/> 週 ・ <input type="checkbox"/> 月 回 | | | | |
| <input type="checkbox"/> 介護 | 被介護者氏名 | | | | 続柄 | | |
| | 病 名 | 入院 | 年 月～ | | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 | | | 通院 | <input type="checkbox"/> 週 ・ <input type="checkbox"/> 月 回 | | | |
| | 母親の状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <small>※育児中の方は現在の契約上の勤務をお書きください</small> | 勤務先名称 | 〇〇クリニック | | | |
| 所在地 | | | 上尾市〇〇×-××-×× | | | | |
| 勤務時間 | | | <input type="checkbox"/> 固定勤務 ・ <input checked="" type="checkbox"/> シフト制勤務 | | 勤務日数 | ひと月あたり | 20 日 |
| | | | <small>(固定の場合)</small> | 時 分～ 時 分 | | | |
| 形態 | | | <input type="checkbox"/> 常勤 <input checked="" type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| 仕事内容 | | 看護師 | | | 通勤時間 | 時間 15 分 | |
| <input type="checkbox"/> 求職中 | | 就労内定有無 | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 | <small>(内定有の場合)</small> 就労開始予定年月日 | 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 未定 | |
| <input type="checkbox"/> 出産 | | 出産予定日 | 年 月 日 | | | | |
| <input type="checkbox"/> 不在 | | 理由 | <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 調停中 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| | | 事実発生日 | 年 月 日 | | | | |
| <input type="checkbox"/> 疾病 | 病 名 | 入院 | 年 月～ | | | | |
| | | 通院 | <input type="checkbox"/> 週 ・ <input type="checkbox"/> 月 回 | | | | |
| <input type="checkbox"/> 介護 | 被介護者氏名 | | | | 続柄 | | |
| | 病 名 | 入院 | 年 月～ | | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 | | | 通院 | <input type="checkbox"/> 週 ・ <input type="checkbox"/> 月 回 | | | |

2. 児童の祖父母の状況を太枠内に記入してください。

| 祖父母の状況 | 父方 | 母方 | 氏 名 | 年齢 | 職 業 | 住 所 | 電話番号 |
|--------|----|--------|--|--|---|--|------|
| | | | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 | |
| 父方 | 祖父 | 上尾 大和 | 68 | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 | 静岡県磐田市 | 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 | |
| | 祖母 | 上尾 照子 | 65 | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 | 静岡県磐田市 | 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 | |
| 母方 | 祖父 | 不在 | | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 | | | |
| | 祖母 | 埼玉 美智子 | 66 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 | 埼玉県さいたま市北区 | 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 | |

保育施設入所申込書

(宛先)

上尾市長

記入日 令和 5 年 10 月 17 日

保護者氏名: 上尾 一郎

次のとおり、保育施設(認可保育所、地域型保育施設等)の入所を申し込みます。

| | | | |
|------------|--|------------------|---|
| フリガナ | アゲオ アゲタロウ | 生年月日(和暦) | 性別 |
| 児童名 | 上尾 上太朗 | 令和 4 年 12 月 12 日 | <input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女 |
| 保育を必要とする期間 | 令和 6 年 4 月 1 日 から 小学校就学前まで※ ※出産予定での申請の場合、保育を必要とする期間は出産予定日の前後3ヶ月となります。 | | |

1. 現在の児童の保育状況に該当する□にチェックをつけてください

1-1 保育施設に預けている
認可保育施設 認可外保育施設 家庭保育室 職場託児所 一時保育 幼稚園 その他 ()
 施設名 ()

1-2 保護者が保育している 父・母 が 自宅・職場 にて保育している (育児休業中)

1-3 保護者以外が保育している
 保育者氏名: 児童との続柄: 祖父・祖母・その他 ()
 保育者生年月日: 年 月 日 保育者住所:

1-4 その他の状況
その他 ()

2. 入所できなかった場合 (兄弟姉妹同時申込みの方は、全員が入所できなかった場合)

空き待ちをする(翌月以降選考継続) ・ 申し込みを取り下げる

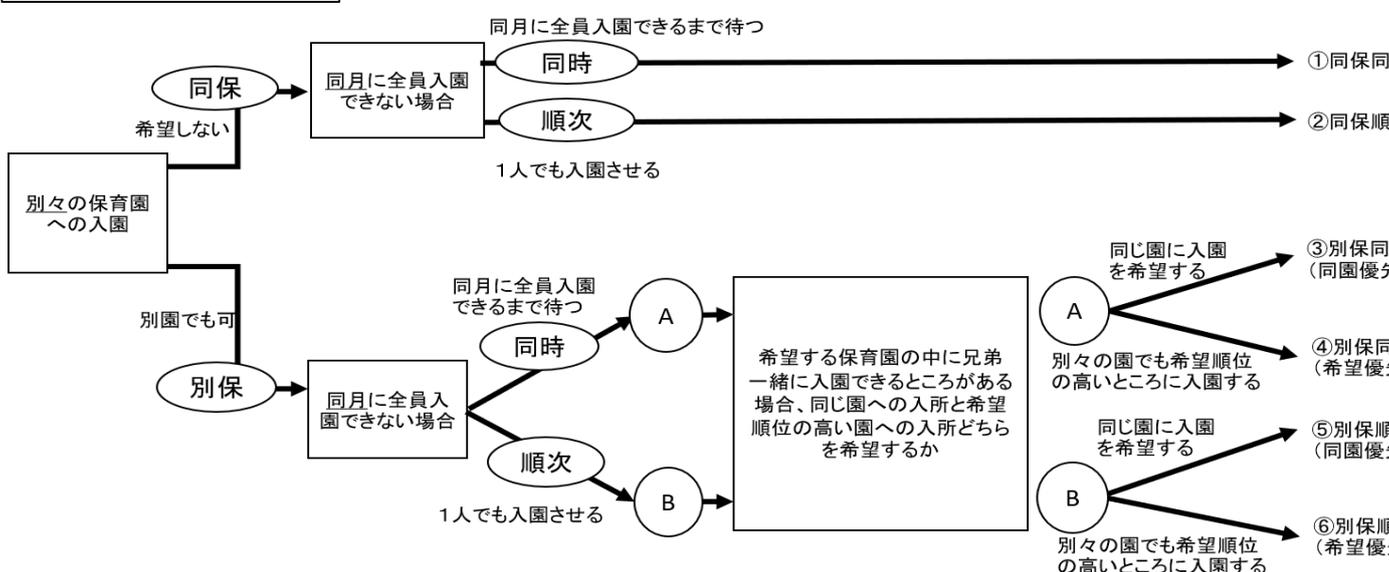
3. 入所できなかった場合の保育方法 ※必ずご記入ください

そのまま認可外保育施設に通わせる

4. 兄弟姉妹で申込の場合の入所条件 ※兄弟姉妹の同時申請を行う場合には、下記フローを参照してご家庭に合った条件を設定してください

| | | | |
|--------------------|---|--|--|
| ★兄弟姉妹条件 申込み希望番号 | ⑤ | 優先児童設定(②⑤⑥選択時記入) | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 |
| | | ※1人のみ入園の場合、優先児に設定した児童の入園が決定するまで他の兄弟姉妹は空きがあっても入園できません | 有の場合、 優先児童氏名 (上尾 上太朗) |

兄弟姉妹条件判定フロー



※1 ①③④の場合、兄弟姉妹の誰かが入所できる場合であっても、入所できない児童が1人でもいた場合、他の兄弟は入所決定しません。
 ※2 ②⑤⑥の場合、1人でも入所が決定した場合、保育要件を満たしていただく必要があります。(例:2ヶ月以内に就労復帰)

希望先保育施設申請書

| | | | |
|------|--------|----------|------------------|
| 児童氏名 | 上尾 上太朗 | 生年月日(和暦) | 令和 4 年 12 月 12 日 |
|------|--------|----------|------------------|

- ・以下の太枠内に希望施設の施設コード(4桁)及び施設名をご記載ください。
- ・施設コードは申請書類の中の「保育施設一覧表」でご確認のうえ間違いのないようご記載ください。コードに誤りがございますと正確に選考されない場合がございます。
- ・希望順位は選考上の優先度に影響はございません。入所を希望する順にご記入ください。

| 希望順位 | 施設コード(4桁) | 利用希望保育施設名 |
|-------|-----------|---|
| 第1希望 | 1001 | 上尾保育所 |
| 第2希望 | 1125 | 保育園ナチュラル 上尾本町園 |
| 第3希望 | 1002 | 原市保育所 |
| 第4希望 | 1217 | 上尾すずらん保育園 |
| 第5希望 | 1203 | ぽっぽの家保育園 |
| 第6希望 | | Excelでご入力の場合には、施設コード(4桁)を入力すると、園名が表示されます。 |
| 第7希望 | | |
| 第8希望 | | |
| 第9希望 | | 施設コードに間違いがないか申請前にご確認ください。施設コードは「保育施設一覧表」に記載されております。入所希望日時点でのお子様の年齢以上を対象年齢とする施設は希望先に選択できません。 |
| 第10希望 | | |
| 第11希望 | | |
| 第12希望 | | |
| 第13希望 | | |
| 第14希望 | | |
| 第15希望 | | |
| 第16希望 | | |
| 第17希望 | | |
| 第18希望 | | |
| 第19希望 | | |
| 第20希望 | | |

※施設コードと施設名が異なり、申請者との確認が不可能である場合には施設名を希望先として認定します。

こどもの記録

R6

③

「こどもの記録」は、保育施設に入所を希望されるお子さんの育ちや生活の状況を知ることにより、お子さんに適した保育をしていくための参考として、ご提出いただくものです。内容に虚偽や隠ぺいがあった場合には、入所決定が取り消される場合がありますので、ご注意ください。

| | | | | | | | | | | |
|---------------|--|---|--|--|--|----------------------------------|--------------------------------------|-------|---------|------|
| フリガナ | アゲオ アゲタロウ | | <input checked="" type="checkbox"/> 男 | 生年月日 | 令和 4 年 12 月 12 日 | | | | | |
| 児童氏名 | 上尾 上太朗 | | <input type="checkbox"/> 女 | | | | | | | |
| 分娩 | <input type="checkbox"/> 普通分娩 <input type="checkbox"/> 早産 (月) | | <input checked="" type="checkbox"/> 帝王切開 | <input type="checkbox"/> 吸引 | <input type="checkbox"/> 骨盤位 | <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| 出生時の状態 | <input checked="" type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 衰弱 <input type="checkbox"/> 仮死 <input type="checkbox"/> チアノーゼ <input type="checkbox"/> 血種 <input type="checkbox"/> その他 | | 保育器の使用 | <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり | | | | | | |
| 体重 | 出生時 | 3150 g | 妊娠週数 | 40 週 | 現在の体重 | 7.2 kg | 平熱 | 36 度 | 8 分 | |
| 既往歴 | <input type="checkbox"/> 特になし <input checked="" type="checkbox"/> 熱性けいれん <input type="checkbox"/> 中耳炎 <input type="checkbox"/> ヘルニア <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | | |
| 感染症罹患歴 | <input checked="" type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 麻疹(はしか) <input type="checkbox"/> 水痘 <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふく風邪) <input type="checkbox"/> 百日咳 <input type="checkbox"/> 風しん | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 髄膜炎 <input type="checkbox"/> 肺炎 <input type="checkbox"/> 肝炎 (型) <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | | |
| 体質 | <input checked="" type="checkbox"/> 風邪をひきやすい | | <input type="checkbox"/> ひきつけをおこしやすい | | <input type="checkbox"/> 扁桃腺ははれやすい | | <input type="checkbox"/> ぜんそくをおこしやすい | | | |
| | <input type="checkbox"/> はきやすい | | <input type="checkbox"/> 便秘がち | | <input type="checkbox"/> 下痢しやすい | | <input type="checkbox"/> 鼻血がでやすい | | | |
| | <input type="checkbox"/> 湿疹がでやすい | | <input type="checkbox"/> 化膿しやすい | | <input type="checkbox"/> 薬品にかぶれる | | <input type="checkbox"/> 脱臼しやすい | | | |
| | <input type="checkbox"/> アトピー性皮膚炎 | | <input type="checkbox"/> 鼻炎 | | <input checked="" type="checkbox"/> じんましん | | <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| | | | | | | | | | | |
| アレルギー | 食物アレルギー | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 | | <input checked="" type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | |
| | その他アレルギー | <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 | | <input type="checkbox"/> ダニ <input type="checkbox"/> ハウスダスト <input type="checkbox"/> 花粉 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | |
| | ⇒有の場合、右欄を記入 | 主な症状 | 蕁麻疹、吐き気 | | | 家での除去方法等 | 完全除去 | | | |
| | | アレルギー専門医を受診したか | | <input checked="" type="checkbox"/> 受診したことがある <input type="checkbox"/> 受診したことがない | | | | | | |
| てんかん | てんかんの症状がある (<input checked="" type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない ・ <input type="checkbox"/> 疑いあり) | | | | | | | | | |
| | ⇒ある場合 (種類: 良性小児性てんかん 頻度 月1回 対応 内服薬) | | | | | | | | | |
| 疾患・通院等の状況 | ①先天的な疾患や大きな病気・けががある又はあったか (<input checked="" type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない ・ <input type="checkbox"/> 疑いあり) | | | | | | | | | |
| | ⇒ある又は疑いありの場合、病名等を記入 病名: (心房中隔欠損症) | | | | | | | | | |
| | 期間: (令和4年 12月 12日 ~) 現在の状況: (<input checked="" type="checkbox"/> 経過観察中 <input type="checkbox"/> 治療の予定あり <input type="checkbox"/> 疑いあり <input type="checkbox"/> 完治) | | | | | | | | | |
| | ②定期通院 | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 | | 病院名: 上尾市役所病院 頻度: <input type="checkbox"/> 年 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 月 ・ <input type="checkbox"/> 週 1 回 | | | | | | |
| | ③治療 | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 | | <input checked="" type="checkbox"/> 飲み薬 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 塗り薬 ・ <input type="checkbox"/> 食事制限 ・ <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | |
| | ④服薬 | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 | | (1日: 2 回) <input checked="" type="checkbox"/> 朝 <input type="checkbox"/> 昼 <input type="checkbox"/> 夕 <input checked="" type="checkbox"/> 就寝前 | | | | | | |
| | ⑤手術歴(又は予定) | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 | | 手術内容: 停留精巣の手術治療 時期: 令和5年12月 | | | | | | |
| | ⑥リハビリ歴(又は予定) | <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 | | リハビリ内容: 時期: | | | | | | |
| ⑦補装具の使用 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 | | 内容: () | | | | | | | |
| 視力 | 視力について医療機関や健診で指摘を受けたことがある | | <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 | | ⇒有の場合眼鏡を使用しているか (<input type="checkbox"/> 使用 <input checked="" type="checkbox"/> 未使用) | | | | | |
| 聴力 | 聴力について医療機関や健診で指摘を受けたことがある | | <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 | | ⇒有の場合補聴器を使用しているか (<input type="checkbox"/> 使用 <input checked="" type="checkbox"/> 未使用) | | | | | |
| 発達 | 言葉や発達のことで相談等を受けたことがある | | <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 | | ⇒有の場合、理由 () | | | | | |
| | ⇒有の場合相談機関 | <input type="checkbox"/> 保健センター <input type="checkbox"/> 発達支援相談センター <input type="checkbox"/> 子ども家庭総合支援センター <input type="checkbox"/> 上尾市教育センター | | | | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 児童発達支援センターつくし学園 <input type="checkbox"/> 中央児童相談所 <input type="checkbox"/> 医療機関 () | | | | | | | | |
| | ⇒有の場合、医師の診断を受けたか | | <input type="checkbox"/> 診断済 <input checked="" type="checkbox"/> 未診断 <input type="checkbox"/> 受診予定 | | 診断名: () | | | | | |
| 手帳等 | 障害者手帳の有無 | <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 無し | | ⇒有り又は取得予定の場合、手帳の種類 () 手帳 等級 () | | | | | | |
| 予防接種 | ワクチンの種類 | ロタ | 小児用肺炎球菌 | インフルエンザ菌b型(ヒブ) | B型肝炎 | 4種混合 | BCG | 麻疹風しん | 水痘 | 日本脳炎 |
| | 接種回数 | 3 /3 | 3 /4 | 3 /4 | 2 /3 | 3 /4 | 1 /1 | 0 /2 | 0 /2 | 0 /3 |
| 定期健康診査の受診状況 | | | 受診時の指導事項 | | | | 医療機関 | | | |
| 1か月児健康診査を受診 | | | <input checked="" type="checkbox"/> した ・ <input type="checkbox"/> しない | | 黄疸・シロップ | | | | 上尾市役所病院 | |
| 4か月児健康診査を受診 | | | <input checked="" type="checkbox"/> した ・ <input type="checkbox"/> しない | | 発育順調 | | | | 上尾市役所病院 | |
| 10か月児健康相談を受診 | | | <input type="checkbox"/> した ・ <input checked="" type="checkbox"/> しない | | | | | | | |
| 1歳6か月児健康診査を受診 | | | <input type="checkbox"/> した ・ <input type="checkbox"/> しない | | | | | | | |
| 3歳児健康診査を受診 | | | <input type="checkbox"/> した ・ <input type="checkbox"/> しない | | | | | | | |

⑤

マイナンバー（個人番号）記入用紙

記入日 令和 5 年 10 月 17 日

上尾市長 宛

保護者（申請者）氏名： 上尾 一郎

住所： 上尾市本町3-1-1

電話番号： 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

▶ 教育・保育給付認定及び保育施設等利用調整にかかる申請につき、以下のとおりマイナンバーを記載します。

1 マイナンバーの記入方法については、次のいずれかを選び、チェックしてください。

同一生計の世帯内に単身赴任や別居中で、上尾市に住民票がない方がいらっしゃる場合、上尾市ではマイナンバーを確認できないため、マイナンバーの記載をお願いします。

市側でのマイナンバー記入を希望する。

代筆を希望する場合は、下枠のマイナンバー取得にかかる同意欄にご署名の上、裏面の **2** に マイナンバーを除く氏名等を記入してください。

マイナンバー取得にかかる同意署名欄

子どものための教育・保育給付認定及び利用者負担額（保育料等）の算定のため、上尾市保育課が地方税関係情報・特別児童扶養手当関係情報・障害者関係情報・障害基礎年金関係情報について取得することを目的に、上尾市が保有するマイナンバー（個人番号）を記入することに対し、同意します。

保護者氏名 上尾 一郎

マイナンバーを記入する。

裏面の **2** に マイナンバー及び氏名等を記入してください。

マイナンバー記入により受付時に本人確認書類が必要になります。確認書類に関しては、以下を参照ください。

(1) 氏名を記載した方全員分の個人番号を確認できる書類(いずれか1点)

マイナンバーカード〈顔写真入り〉

マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

※ デジタル手続法の施行（R2.5.25）によりマイナンバーの通知カード、個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類としては利用できません。

(2) 窓口に来られた方の身元確認ができる書類

顔写真付きの証明書（いずれか1点）

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等

顔写真付きの証明書をお持ちでない場合は、以下の証明書（いずれか2点）

健康保険証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、勤務証明書 等

2

マイナンバーの記入対象者について、以降の説明文を読んで、必要事項をご記入ください。
 ※表面の同意欄に署名した場合は、マイナンバーの記入は不要です。

① 保護者（申請者）

- ・保護者の情報をご記入ください。（婚姻関係になくとも同居している場合は保護者とみなします。）
- ・父母が別居している場合であっても、両者が婚姻関係にある場合は、必ず両者についてご記入ください。
- ・令和5年、令和6年1月1日時点で上尾市以外に住民票を置いていた場合、1月1日時点の都道府県、市区町村をご記入ください。

| 氏名 マイナンバー（12桁） | 申請児童との続柄 | 生年月日（和暦） | 1月1日時点で住民票を置いていた場所 | | |
|-------------------|----------|-----------------|--------------------|------|-------|
| | | | 年度 | 都道府県 | 市区町村 |
| 上尾 一郎 | 父 | 昭和 61 年 1 月 1 日 | R5 | 埼玉県 | 上尾市 |
| | | | R6 | | |
| 上尾 花子 | 母 | 昭和 60 年 8 月 8 日 | R5 | 埼玉県 | さいたま市 |
| | | | R6 | | |

② 申請児童

| 氏名 マイナンバー（12桁） | 生年月日（和暦） |
|-------------------|------------------|
| 上尾 上子 | 令和 2 年 10 月 10 日 |
| | |
| 上尾 上太郎 | 令和 4 年 12 月 12 日 |
| | |
| | 年 月 日 |
| | |

・次の事由に該当する場合は、同居の親族等のマイナンバーの提出が必要になりますので、下記の欄に記載ください。（※住民登録上別世帯の同居を含む）

(1) 申請児童の直系親族（祖父母）

【利用目的】利用者負担額の決定（市町村民税の課税情報）

※保護者の市町村民税が非課税の場合のみ

(2) 身体障害者・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

【利用目的】利用者負担額の決定（市町村民税の課税情報）

| 氏名 マイナンバー（12桁） | 申請児童との続柄 | 生年月日（和暦） | 1月1日時点で住民票を置いていた場所 | | |
|-------------------|----------|----------|--------------------|------|------|
| | | | 年度 | 都道府県 | 市区町村 |
| | | 年 月 日 | R5 | | |
| | | | R6 | | |
| | | 年 月 日 | R5 | | |
| | | | R6 | | |